

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	10		
産業厚生常任委員会記録				
日時	令和 8年 3月16日 (月)	開会 閉会	午前 9時00分 午後 3時03分	会場 総合保健福祉 センター2階 会議室1
出席者	委員長 吉野 寛招 副委員長 森田 收三 委員 西村 泰一 委員 宮田 志野 委員 森光 一晴 委員 高橋 立一 委員 高橋 祐平			
市側出席者	副市長 (梅原健一郎) 農林水産課長 (嶋崎 貴寿) 建設課長 (中川 雄大) 港湾政策推進監 (壹反田正好) 住宅・建築課長 (山岡 伸也) 上下水道課長 (大野 明) 福祉事務所長 (森光 澄夫) 長寿介護課長 (大崎 弘美) 健康推進課長 (國廣 哲也) 環境未来課長 (宮本 良二) 市民課長 (高橋 正恭) 総務課長 (松浦 すが) 【事務局】 局長：久万 敏幸 事務局員 福本 恵美			
欠席者	なし		記録者	福本 恵美
議 題				
(1) 市議案について 市議案第 2号 須崎市地域営農推進基金条例の制定について 原案可決 市議案第 3号 須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について 原案可決 市議案第 9号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 原案可決 市議案第10号 須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について 原案可決 市議案第17号 令和8年度須崎市一般会計予算について《分割》 原案可決 市議案第21号 令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について 原案可決				

市議案第22号	令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第23号	令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第24号	令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第25号	令和8年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第26号	令和8年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決
市議案第27号	令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》	原案可決
市議案第29号	令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第30号	令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第31号	令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）について	原案可決
市議案第36号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第37号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決
市議案第40号	市道路線の認定について	原案可決
(2) その他		

産業厚生委員会記録《令和8年3月16日》

○午前 9時00分 開会

~~~~~

○吉野委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより産業厚生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いいたします。反対の意見があるときは、必ず反対の意思表示と理由を述べるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第2号 須崎市地域営農推進基金条例の制定について

○吉野委員長＝まず、市議案第2号須崎市地域営農推進基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝おはようございます。

市議案第2号須崎市地域営農推進基金条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書は5ページ、6ページでございます。まず、基金条例の制定に至る経緯でございますが、高知県地域営農推進交付金の活用を前提として、本年度、土佐くろしお村営みのりへの補助事業を実施いたしましたところでございます。そして、この高知県地域営農推進交付金は、当該事業の財源である市債への償還に充てるために、事業実施の翌年度に高知県が市に対して交付するものであり、償還が始まるまでの間、一旦交付金を基金に積み立てておく必要があることから、このたび基金条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条で設置を、第2条では積立てについて、第3条で管理、第4条におきましては運用益金の処理について定めております。また、第5条は処分についてでございますが、第1号では、市が行う地域営農支援事業に要した経費に関連する市債の償還財源に充てることと定めております。そして、

第6条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第3号 須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第3号須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝おはようございます。

市議案第3号須崎市災害弔慰金等支給審査会条例の制定についてにつきまして御説明をいたします。

議案書7ページから9ページでございます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議について、有識者により円滑かつ適正に行うことを目的として、須崎市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定では、暴風、豪雨、地震、津波等の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、同様に、災害により同法に規定する障害がある場合に支給する災害障害見舞金については、災害を直接の原因とした場合だけでなく、災害に起因した生活環境の悪化など災害との因果関係があると市町村が認定した場合には支給の対象とされております。

審査会では、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、いわゆる災害関連死など自然災害による死亡、または障害であるか否かの判断が困難な場合に、その

因果関係について専門的見地から審査を行うものでございます。

条例の内容につきましては、議案書8ページを御覧ください。第1条では災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため設置開設することについて、第2条では所掌事務を、第3条では組織といたしまして、委員7人以内で組織し、医師、弁護士、市の職員などの委員を市長が委嘱、または任命することを規定しております。第4条では委員の任期について、第5条では審査会に会長及び副会長を置くことを規定し、第6条から次ページの第9条までに、会議、守秘義務、庶務、委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、第2項では、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の別表に災害弔慰金等支給審査会委員1万3,000円を追加する条例の一部改正について定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝今までの実績ございましたら、どういうメンバーが選任されちよったとか、ひょっとお答えできる範囲でお願いします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝この審査会については、県内、当然まだ事例ございません。

ただ、現状におきましては、能登半島地震と熊本地震等で審査会の設置が行われております。その中では、今規定をしております医師、弁護士と、職員が入るところと、職員が入らないところ、あとは、地域の福祉専門と言われる方が参加している事例が多くなっております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝了解しました。

災害弔慰金の、どっからがこの災害っていうような、規模もいろいろあると思います。例えば平成10年9月豪雨災害なんかも、かなり土砂災害とか来て、特に南地区なんか壊滅的な被害を受けたと思いますけど、これは規定っていうものはありますか、どっからが災害っていう基準ですよ。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝法律の規定では、いわゆる自然災害のうち、1つの市町村において住居が5世帯以上滅失した災害の発生と、都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある災害、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害と規定をされておりますので、災害救助法よりも

もっと身近な災害、一番初めに説明したとおり、5世帯以上滅失した災害も適用されますので、そういう意味でいえば、この災害弔慰金の制度は幅広の制度にはなっております。

○吉野委員長＝よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第9号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝おはようございます。

市議案第9号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書の29ページから32ページでございますが、一部議案の訂正をお願いいたしましたので、配付いたしております訂正後の議案書を御覧ください。

このたびの条例改正は、2023年12月に政府が閣議決定を行ったことも未来戦略の加速化プランに基づき、子ども・子育て支援の抜本的な強化に向けた施策に対して安定した財源を確保することを目的として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立したことによるものとなっております。この法改正によりまして、児童手当の拡充や保育サービスの充実などの子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるための特定財源といたしまして、国民健康保険をはじめとする医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代、全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるための制度として、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から新たに創設されることとなり、本市におきましても、国民健康保険税とあわせまして被保険者の皆様に御負担をいただく必要があることから、

須崎市国民健康保険税条例に所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、条例の改正内容の詳細について御説明をいたします。

第2条第1項及び第3項に関する改正規定につきましては、これまでの国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金分の課税額に関する規定を新たに加える内容となっております。

第3条第1項の改正規定につきましては、このたびの改正による条例内の用語に関する定義規定を改めるものとなります。

第9条の3の次に第9条の4から第9条の6までの3条を加える改正規定につきましては、第9条の4において、子ども・子育て支援金の所得割額の率を100分の0.26とし、第9条の5において、被保険者均等割額を被保険者1人につき1,600円と、第9条の6において、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき120円と定めております。

また、第21条に関する改正規定につきましては、このたびの子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の減額措置に関しまして、子ども・子育て支援納付金課税額の減額措置に関する規定を新たに追加するものであります。

また、本則と附則の改正といたしまして、附則第3項及び第4項並びに第6項から第13項の規定に新設の第9条の4の文言を加えますとともに、附則第15項及び第16項の規定を削ることといたしております。

加えまして、改正条例の附則といたしまして、第1項において、この条例は、令和8年4月1日から施行するとともに、第2項において、適用区分といたしまして、この条例による改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝お伺いいたします。

今回の改正で値上げとなる世帯、どのぐらいおられるのでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝市民課長。

○高橋市民課長＝今回の改正につきましては、基本的に新たに子ども・子育て支援金を賦課するという形になりますので、基本的に国民健康保険に加入されてる世帯、全ての世帯が一定の賦課額の上昇はあるというふうに考えております。

○宮田委員＝確実に上がるということですね。

〔手を挙げんといかん〕と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝確実に値上げになるということで、国民健康保険税、本当に高いとい
って皆さん言われておられます。須崎市は基金が結構、4億円ほどたまってるか
は思うがですけども、それ取り崩すようにと一般質問もさせてもらいましたが、な
かなかそういうことにはならないというお考えでありました。

この支援金制度は、企業含めて、社会全体で負担していくってことですが、
国保は特に収入の低い世帯が多いですので、国民健康保険に加入する方は支援金の
負担増が高くなることが予想されます。よって、この条例案には反対させていただ
きます。以上です。

○吉野委員長＝ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝反対意見がありますので、御異議がありますので、挙手により採決い
たします。

本案は、原案のとおり可決をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉野委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

市議案第10号 須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の 一部を改正する条例について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第10号須崎市行政財産の目的外使用に関する使
用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝おはようございます。

市議案第10号須崎市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正す
る条例についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書33、34ページでございます。本議案は、火災等災害により居宅を滅失
した方を市営住宅に一時的に避難させる場合、市営住宅の本来の目的とは異なる一
時的な使用の扱いとなることから、行政財産の目的外使用により対応する必要があ
るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第3条中第1号の次に、災害その他緊急やむを得ない事
態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。の1号を加えるもの

であります。

なお、附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝お伺ひいたします。

この市営住宅に緊急に入れるということですが、料金とか期間、それから、何軒分ぐらい大体、何軒分ってということないですね、空いてたら多分入れるかと思うのですが、料金とかはどういうふうになっているんでしょうか、お伺ひいたします。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝お答えします。

以前は東川内の第1市営住宅のところに一時入居住宅ということで、火災等の際に一時的に入れる施設を設けておりました。そこでの取扱いでは、ほかの自治体の事例とか、今後、要綱策定まだしますので、この条例が通ってから要綱策定しますのであれなんです、一時入居住宅の時点のことであるとか、他市町のことを参考に、おおむね大体半年間は無料、それ以降ある一定定額の使用料を取るようになってますので、そういったことを参考に考えてまいりたいと考えております。

○吉野委員長＝よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

西村さん。

○西村委員＝次、令和8年度須崎市一般会計予算ですけど、休憩も多分挟むと思いますんで、かなり長くなると思いますんで、お構いなければ、これ、市議案第40号終わった後でやられたらどうかなと思います。

○吉野委員長＝市議案第40号の後でやったらという意見ございますが、構いませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝それじゃあ、そういうことで。

じゃあ、次行きます。

市議案第21号 令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算について

- 吉野委員長＝市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

- 高橋市民課長＝それでは、市議案第21号令和8年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書51ページ及び別冊の令和8年度須崎市特別会計予算書29ページからでございます。第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,802万5,000円と定めるとともに、第2条において、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めまして、第3条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、40ページの歳出から御説明をいたします。

第1款総務費は、職員の人件費などの総務管理費、国保税の徴税費、運営協議会費など7,270万4,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項総務管理費が5,607万4,000円で、第1目一般管理費内のうち、人件費を除いた1,115万2,000円はレセプト電算処理システム手数料やシステム改修委託料、特調算出基礎資料作成委託料などの使用料や委託料が主なものとなっており、第2目連合会負担金が442万6,000円となっております。第2項徴税費第1目賦課徴収費1,642万3,000円は、国保税の賦課徴収に必要な経費といたしまして、事務費や高幡広域市町村圏事務組合負担金、国保賦課システム利用負担金などを計上いたしております。第3項運営協議会費は、須崎市国保運営協議会への委員出務報酬を計上いたしております。

第2款保険給付費は、21億8,019万4,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項療養諸費18億2,947万6,000円は、被保険者の自己負担分以外の費用として国民健康保険が負担をしております療養給付費や補装具の費用など、被保険者が保険者である国民健康保険から現金給付で受け取る療養費に係る費用でございます。第2項高額療養費3億3,661万2,000円は、医療費の家計負担の軽減を目的といたしまして、1か月単位で上限額を超えた医療費を支給する一般被保険者高額療養費及び医療費と介護保険の自己負担額が高額になった場合、1年間の自己負担額を合算して限度を超えた分を世帯に支給

する一般被保険者高額介護合算療養費などの経費となっております。そのほかに、第3項の移送費や第4項出産育児諸費1,200万6,000円、第5項葬祭諸費180万円を計上いたしております。

第3款国民健康保険事業費納付金7億2,261万2,000円につきましては、国民健康保険事業に要する費用に充てるために市町村から県に支払う費用で、医療給付費分と後期高齢者医療支援金等分、介護納付金分に加えまして、令和8年度から開始となります子ども・子育て支援金分の合計額となっております。

第4款保健事業費4,748万9,000円につきましては、特定健康診査等事業費や国保における保健事業費としまして、被保険者や高齢者の健康等について、特定健康診査事業費や特定保健指導事業費、生活習慣病予防対策支援事業費、歯科保健指導事業費などの実施に係る経費である特定健康診査等事業費をはじめ、医療費通知やジェネリック差額通知業務に係る経費である保健衛生普及費や高額療養費貸付事業費に係る経費などを計上いたしております。

このほかに、第5款基金積立金が252万4,000円、第6款公債費が一時借入金利子として1,000円、第7款諸支出金の250万1,000円が国保税の還付金等となっており、第8款予備費といたしまして1,000万円を計上いたしております。

続きまして、予算書35ページ、歳入を御覧ください。

第1款国民健康保険税が5億3,104万6,000円。

第2款使用料及び手数料が2,000円。

第3款国庫支出金202万円は、子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修費に対する国からの補助金となっております。

第4款県支出金22億2,511万4,000円は、保険給付費等に対する交付金となっております。

第5款財産収入252万4,000円は、国保の財政調整基金積立金に係る利子収入となります。

第6款繰入金2億6,761万8,000円は、一般会計から国保の特別会計への繰入金となっております。

その他、第7款繰越金が1,000円、第8款諸収入970万円は、国保税延滞金に加えまして、雑入といたしまして、第三者傷害医療費納付金と医療費返納金、高額療養費貸付金などとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝ここでも子ども・子育て支援金の現年課税分が出されてます。全世帯に

1, 600万円、全体でかかってくるということによろしいでしょうか。

○吉野委員長＝市民課長。

○高橋市民課長＝こちらの試算の予算につきましては、須崎市全体で県のほうに納付する金額となっております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝先ほどもこの国民健康保険税の条例改正に反対しましたので、この部分、子ども・子育て支援金の課税分が含まれておりますので、予算に反対させていただきます。

○吉野委員長＝ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉野委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第22号 令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝それでは、市議案第22号令和8年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は52ページ、別冊特別会計予算書51ページからでございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,845万2,000円と定めまして、第2条において、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、58ページの歳出から御説明いたします。

第1款総務費が1,495万1,000円で、内訳といたしましては、第1項総務管理費が人件費やシステム端末利用料、電算事務負担金などの事務経費で1,331万2,000円、第2項徴収費が後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費で163万9,000円などとなっております。

第2款後期高齢者医療広域連合負担金が4億6,189万8,000円、第3款公債費が1,000円、第4款諸支出金が110万2,000円となっており、保険料に対する還付金等で、第5款予備費といたしまして50万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、55ページの歳入を御覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料が3億2,620万3,000円。

第2款使用料及び手数料が2,000円。

第3款繰入金1億5,104万5,000円は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰入金であります。内訳といたしましては、事務費繰入金が1,545万1,000円、保険基盤安定繰入金が1億3,559万4,000円となっております。

第4款繰越金が1,000円。

第5款諸収入120万1,000円は、主なものといたしまして、保険料還付金や還付加算金などとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝この高知県後期高齢者医療広域連合のホームページを見てみますと、令和8年4月から値上がりするということで、令和8年度は250円、令和10年度から450円ということになってますが、須崎市はどういう形になりますか。

○吉野委員長＝市民課長。

○高橋市民課長＝ちょっと確認させていただきたいんですが、それ、子ども・子育て支援金の分がということですね。

○宮田委員＝そうです、そうです、はい。

○高橋市民課長＝本市、今回、令和8年度で議決いただけましたら所要の増額となりますけれども、次年度につきましては、まだ現時点ではちょっと試算ができておりません。県のほうからまた試算が出てくるものと考えております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝この予算の中にもこの値上がり分が含まれるわけでしょうか。

○吉野委員長＝市民課長。

○高橋市民課長＝当然、後期高齢者医療の保険料等には、そちらにも子ども・子育て支援金の増額分は含まれているものとなっております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝これもやはり子ども・子育て支援金の部分が入っておりますので、この予算に反対いたします。以上です。

○吉野委員長＝ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉野委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第23号 令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第23号令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝議案書53ページ、市議案第23号令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

別冊特別会計予算書の65ページをお願いします。まず、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,498万5,000円と定めており、第2条では、一時借入金の最高額を1億円と定めております。

それでは、66ページ、第1表、歳入歳出予算を御覧ください。歳出から御説明いたします。

歳出では、第1款事業費第1項住宅新築資金等貸付事業費といたしまして、住宅新築資金等償還推進助成事業費417万2,000円を計上いたしております。

内訳でございますが、69ページをお願いします。第8節旅費としまして、事務担当者の研修に係る県外旅費11万円、第10節需用費としまして、消耗品費、印刷製本費、燃料費など14万7,000円、第11節役務費としまして、郵送料、印紙代等に11万2,000円、第12節委託料としまして、競売に係る弁護士委託料55万円となっております。次に、第13節使用料及び賃借料では、出張時の駐車場及び高速道路使用料に2万5,000円となっております。第18節負担金補助及び交付金2万8,000円につきましては、事務担当者の研修会負担金となっております。第21節補償補てん及び賠償金としまして、競売開始に必要な裁判所への予納金などとして320万円を計上しております。

次に、70ページ、第3款につきましては、前年度繰上充用金としまして1,0

81万2,000円を計上し、予算編成を行うものでございます。

また、以上の歳出に充当する財源といたしまして、歳入を御説明いたします。

68ページからの歳入を御覧ください。第1款県支出金第1項県補助金として、償還推進助成補助金が73万円。

第2款諸収入第1項貸付金元利収入1,425万3,000円となっております。

また、第2項雑入といたしまして、第1目滞納処分費、第2目雑入をそれぞれ合わせて2,000円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第24号 令和8年度須崎市介護保険特別会計予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第24号令和8年度須崎市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝市議案第24号令和8年度須崎市介護保険特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書54ページ、別冊特別会計予算書の71ページをお願いいたします。令和8年度須崎市介護保険特別会計の予算につきまして、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,184万1,000円と定めようとするものでございます。第2条で、地方自治法の規定により、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第3条で、歳出予算の流用を行うことができる場合について定めております。

それでは、82ページの歳出から御説明いたします。

第1款総務費は、職員人件費等の総務管理費、介護認定審査会費など、7,039万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、第1項総務管理費は3,631万6,000円で、主に人件費でございます。第2項徴収費238万8,

000円で、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の徴収に関する経費でございます。

続きまして、83ページ、第3項介護認定審査会費3,169万2,000円で、その内訳としまして、第1目認定調査等費2,757万5,000円は、主に認定調査員の人件費等でございます。

84ページ、第2目認定審査会負担金411万7,000円でございます。

第2款保険給付費23億7,380万円を計上しております。内訳といたしましては、第1項介護サービス等諸費21億2,024万2,000円は、要介護1から要介護5までの方を対象とした介護サービス費でございます。

85ページ、第2項介護予防サービス等諸費9,815万8,000円は、要支援1から2の方を対象とする介護予防サービス費でございます。第3項その他諸費262万8,000円は、国保連合会への審査支払手数料でございます。第4項高額介護サービス等費6,270万円は、利用者負担が高額になった場合、申請により限度額を超えた分を給付するものでございます。

次に、86ページ、第5項高額医療合算介護サービス等費1,856万2,000円は、介護保険と医療保険の両方の利用負担を年間で合算し、高額になった場合に、限度額を超えた分を給付するものでございます。第6項特定入所者介護サービス等費7,151万円は、低所得者の方が施設サービスを利用した場合の食事に要した費用や、居住または滞在に要した費用の一部を給付するものでございます。

第3款地域支援事業費は1億8,095万5,000円を計上しております。内訳といたしまして、87ページ、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は9,492万1,000円で、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの実施等に関する費用、介護予防プランの作成に要する費用及び地域包括支援センターへの委託料でございます。第2項一般介護予防事業費2,028万6,000円は、令和9年度より実施されます須崎市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託料、介護予防に関する啓発や各地域で行われているゆうゆう大学、いきいき百歳体操への実施に要する費用でございます。

続きまして、88ページ、第3項包括的支援事業・任意事業費は6,531万6,000円を計上しております。第1目包括支援センター総務費4,528万5,000円は、職員人件費のほか、地域包括支援センターの須崎市社会福祉協議会への委託料でございます。

89ページ、第2目総合相談・権利擁護事業費16万6,000円は、高齢者の虐待防止や権利擁護などに要する費用でございます。第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費85万5,000円は、住まいや医療、介護、予防、生活支援などの包括的ケア体制を構築していくための研修会、講師謝金などでございます。第4目任意事業費567万7,000円は、介護給付費適正化事業費や家族介護支

援事業費、成年後見人制度による事業費等に要する費用でございます。

続きまして、90ページ、第5目在宅医療・介護連携推進事業費119万5,000円は、在宅医療と介護連携のための研修及び啓発に係るものでございます。第6目生活支援体制整備事業費612万4,000円につきましては、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置運営等に関する費用でございます。

次に、91ページ、第7目認知症施策推進事業費591万7,000円につきましては、認知症初期集中支援推進事業費38万3,000円及び認知症地域支援・ケア向上事業費553万4,000円の合計となっております。

次に、92ページ、第8目地域ケア会議推進事業費9万7,000円は、多職種と協働による個別の事例検討等を行う地域ケア個別会議の開催費用でございます。第4項その他の諸費43万2,000円は、国保連合会への介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料でございます。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金418万7,000円は、介護財政調整基金の利子の同基金への積立金でございます。

第5款公債費、一時借入金の利子として50万円を計上しております。

次に93ページ、第6款諸支出金100万3,000円は、第1号被保険者の過年度分の保険料還付金等でございます。

第7款予備費として100万円を計上いたしております。

続きまして、77ページに戻っていただき、歳入について御説明いたします。

第1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料4億5,669万円。

第2款使用料及び手数料は、指定事務手数料など4万7,000円。

第3款国庫支出金は、介護保険給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金で6億7,510万9,000円になります。その内訳としまして、第1項国庫負担金4億1,811万3,000円は、保険給付費等に係る国の負担金分、第2項国庫補助金2億5,699万6,000円は、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金、介護保険事業費補助金でございます。

続きまして、第4款支払基金交付金は6億7,214万5,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、79ページ、第5款県支出金3億8,001万9,000円の内訳といたしまして、第1項県負担金3億5,337万円は介護給付費負担金、第2項県補助金2,664万9,000円は地域支援事業交付金でございます。

第6款財産収入は、財政調整基金（介護）積立金の利子収入418万7,000円を計上しております。

80ページに移りまして、第7款繰入金4億4,362万2,000円につきま

しては、第1項一般会計繰入金4億3,066万8,000円で、主なものとしまして、第1目介護給付費繰入金2億9,672万5,000円は、介護給付費に対して市が12.5%を負担するものでございます。第2目低所得者保険料軽減事業繰入金3,362万9,000円は、低所得者の保険料を軽減するために要するものです。第3目、第4目は地域支援事業繰入金で2,664万9,000円、第5目その他一般会計繰入金7,366万5,000円は、職員給与費及び事務費に係る繰入金でございます。

81ページ、第2項基金繰入金は、財政調整基金(介護)からの繰入金として1,295万4,000円を計上しております。

第8款諸収入は、保険料の延滞金などで2万2,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第25号 令和8年度須崎市水道事業会計予算について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第25号令和8年度須崎市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝おはようございます。

市議案第25号令和8年度須崎市水道事業会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は55ページ、別冊須崎市水道事業会計予算書は1ページからでございます。第2条業務の予定量は、給水戸数を9,170戸、年間総配水量を309万5,000立方メートル、1日平均配水量を8,470立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして1億3,600万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年

度比約0.1%増の5億8,889万5,000円、支出の第1款事業費用は前年度比約0.9%増の56万7,954円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。

〔「桁が違うよ」「桁」と呼ぶ者あり〕

○大野上下水道課長＝言い直します。収入の第1款事業収益は前年度比約0.1%増の5億8,889万5,000円、支出の第1款事業費用は前年度比約0.9%増の5億6,795万4,000円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約32.6%増の2億7,050万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約9.4%増の4億8,092万1,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,042万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,859万7,000円と減債積立金取崩し額2,549万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,632万8,000円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を上水道事業で1億7,730万円、過疎対策事業で6,520万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費を7,939万2,000円と定め、次の第9条では、他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金1,737万9,000円を見込んでおります。

そして、最後に、第10条でございますが、ここではたな卸資産購入限度額を50万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、そのほか関係書類を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第26号 令和8年度須崎市下水道事業会計予算について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第26号令和8年度須崎市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝市議案第26号令和8年度須崎市下水道事業会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は56ページ、別冊須崎市下水道事業会計予算書は1ページからでございます。第2条業務の予定量は、水洗化人口を1,346人、年間有収水量を13万1,820立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして2億500万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年度比約1.2%減の5億6,313万円、支出の第1款事業費用は前年度比約1.5%増の5億3,830万円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約19.6%減の4億3,792万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約11.7%減の6億2,517万8,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,725万8,000円につきましては、引継金67万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,814万2,000円、減債積立金取崩し額2,169万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4,809万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,865万3,000円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を下水道事業で1億6,110万円、過疎対策事業で7,680万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文

として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の2,709万3,000円を定めております。

そして最後に、第9条でございますが、他会計からの補助金としまして、下水道事業の管理運営のため、一般会計から補助を受ける金額を9,954万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝詳しい御説明ありがとうございます。

これ、市議案、次の第31号ですか、連動すると思いますが、昨年度12月議会で否決されたポンプ場の分が新たに2億500万円計上されるという認識でよろしいですか。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝この予算計上につきましては、来年度予定をしております終末処理場の電気工事と大間ポンプ場の機械設備に対しての金額として計上させていただいております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それでは、昨年の12月議会で否決された分ではないということですよ、西部ポンプ場やったですかね。

○大野上下水道課長＝はい、そのとおりでございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝また、その他の件については、おとし12月議会で言いましたように、当初の下水道関係及びポンプ場関係の入札方針等々お示ししていただくというような話でしたので、この入札方針につきましては、またその他の件で話をさせていただきますので、御了承願います。よろしく願いします。以上です。

○吉野委員長＝よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間の休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時13分 再開

○吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第27号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》

○吉野委員長＝市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝それでは、市議案第27号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、市民課所管分につきまして御説明いたします。

別冊の補正予算書の19ページを御覧ください。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費の215万6,000円につきましては、戸籍の附票において、旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修委託料を補正計上いたしております。

続きまして、ページが戻りまして、6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。

第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費215万6,000円につきましては、先ほど御説明いたしました旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍情報システム改修事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書19ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費110万円の減額補正につきましては、民生委員協議会補助金につきまして、前年度の実績を踏まえ見直しを行ったものでございます。

次に、第2目障害者福祉費200万円の補正につきましては、重点支援地方交付金を活用し、物価高の影響を受けている障害福祉サービス事業所を支援するものでございます。国の補正予算においては、医療機関向けの物価上昇に対する支援や介護事業所向けのサービス継続支援事業が予定されておりますが、障害福祉分野においては同様の支援や事業が予定されていないことから、重点支援地方交付金を活用しまして支援を行うものでございます。予定事業所といたしましては、市内14事業所を対象に、サービスの形態により10万円、または20万円の給付金を予定しております。

次に、次ページ、20ページを御覧ください。第3項生活保護費第2目扶助費3,000万円の減額補正につきましては、保護世帯の減少や予算の執行状況を踏まえ減額するものでございます。

次に、補正予算書6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費、重点支援地方交付金事業費（障害者施設支援事業）200万円につきましては、先ほど御説明いたしました事業で、翌年度に繰り越す必要が生じたことから追加するものでございます。

以上でございます。よろしく御願いたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書19ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費を御覧ください。老人福祉費更正586万円は、特別養護老人ホーム葉山荘の負担金の増額で、施設管理運営に伴う分担金の不足分です。次に、第8目介護保険推進事業費23万円は、低所得利用者負担軽減扶助費で、所得が低く介護サービスの自己負担が難しい人のための助成になります。

次に、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正を御覧ください。

第3款民生費第1項社会福祉費、介護保険特別会計繰出金203万2,000円は、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたためでございます。

続いて、介護基盤整備等事業費5,468万9,000円は、小規模多機能型介護施設の新設に伴う事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたためでございます。小規模多機能型介護施設とは、住み慣れた地域において継続的に日常生活が送れるように通所と訪問及びお泊まりが一体的にできる施設であり、全額県の補助金となります。

以上、よろしく御願いたします。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝続きまして、健康推進課分について御説明いたします。

別冊補正予算書20ページを御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、説明欄、妊婦のための支援給付事業費更正減285万円は、市内全ての妊婦さんに安心して出産、子育てしてほしい、そのような思いで、妊娠認定時に5万円、また、妊娠している子どもの人数に合わせて5万円の支給を行っておりますが、今年度は昨年より出生数減の見込みであり、当初より減額するものです。次に、第2目予防費更正減2,700万円につきましては、各種予防接種委託料のうち、主に新型コロナウイルス感染症予防接種、また、今年度から開始の带状疱疹ワクチンの予防接種の接種見込み件数が当初より大幅に減となるために減額するものです。

続いて、次ページをお願いします。第4目医療対策費、救急医療施設運営費更正増1,480万円につきましては、須崎市内では、県より私的二次救急医療機関として須崎くろしお病院が指定を受けておりますが、体制に係る医療機関の負担が大きく、市として、市民の生命に直結する二次救急体制の維持、拡充を図る目的での補助金の増額となっております。

説明は以上となります。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

同じく別冊補正予算書の21ページをお願いします。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費の487万9,000円の減額補正につきましては、まずは、クリーンエネルギーのまちづくり事業費の事業実績を踏まえた349万円の減額更正と、次に、脱炭素先行地域づくり事業費につきましては、公共施設における太陽光設備設置に向けた耐荷重設計業務において、荷重に耐える設計ではないことが判明した3つの公共施設について、国の交付金の対象外となることから、耐荷重設計業務に係る費用分の143万2,000円を増額補正する必要が生じたもので、そして、重点支援地方交付金事業費として、上水道未給水世帯支援給付金事業についての減額更正282万1,000円、これらを合計した487万9,000円の減額補正でございます。

なお、クリーンエネルギーのまちづくり事業費における太陽光発電システム等の設置件数につきましては、昨年度と同数の21件でございました。

次に、第2項清掃費第1目清掃総務費の359万3,000円の減額補正につきましては、本市を含め、近隣4市町で構成しております高幡東部清掃組合におきまして、固形燃料化するごみ及びし尿の共同処理を行っておりますが、本年度の負担額について減額となったことによるものでございます。次に、第2目塵芥処理費の710万7,000円の減額補正につきましては、クリーンセンター浸出水処理施設での漏水検知システムに係る点検手数料の減額更正103万6,000円と指定

ごみ袋製造に係る委託料の減額更正240万円、そして、クリーンセンター横浪のリサイクルプラザ基幹的設備改良工事費の減額更正367万1,000円の合計でございます。

次に、補正予算書6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、生活用水確保事業費712万2,000円につきましては、堂ヶ奈路地区における地域で管理運営している給水施設に係る配管の更新につきまして、生活用水確保事業費補助金として相談がありましたが、今年度中での事業実施が難しかったことから、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、また、脱炭素先行地域づくり事業費5億2,692万7,000円につきましては、公共施設及び戸建て住宅などにおける太陽光発電システムの設置に係る事業、また、地下水熱を利用した空調設備に係る事業などにおきまして、本年度中での事業の実施が難しかったことから、翌年度に繰り越す必要が生じたことから追加をお願いするものでございます。

次に、補正予算書8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。

新年度開始前に受託事業者と契約を締結する必要がございますことから、債務負担行為を起こそうとするものでございます。3行目、固形燃料化ごみ収集業務委託につきましては、議決日から令和8年度までの期間7,463万5,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするもので、同様に4行目、不燃ごみ収集業務委託につきましては2,535万5,000円を限度として、5行目、分別収集に係るコンテナ集配業務委託につきましては1,012万3,000円を限度として、6行目、固形燃料化ごみ等見廻り業務委託につきましては396万円を限度として、それぞれ議決日から令和8年度までの期間について債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の22ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は4,045万円の減額補正でございます。その内訳につきましては、説明欄のとおりでございますが、重点支援地方交付金事業以外の事業につきましては、全て事業費の確定に伴う更正減でございます。それから、重点支援地方交付金事業費（燃油等高騰対策事業）275万円につきましては、国の重点支援地方交付金を財源といたしまして、ハウス栽培などにおける燃油価格の高騰に伴い、厳しい経営に直面している農業者等を支援するため、土佐くろしお農業協同組合が行う燃油価格高騰に備えた積立てに要する借入金の0.9%を利子補給として補助す

ることといたしております。

次に、第2項林業費でございますが、第1目林業総務費は667万9,000円の減額でございますが、説明欄にあります鳥獣被害防止総合対策事業費、それから、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費、森林環境整備事業費は、いずれも事業費の確定に伴う更正減でございます。また、森林環境譲与税基金積立金324万8,000円につきましては、森林環境譲与税の決算見込みに伴う基金積立額の更正でございます。

次に、第3項水産業費第2目水産業振興費は2,813万7,000円の補正でございますが、重点支援地方交付金事業費（漁業事業持続化事業）につきましては、燃油や餌代などの高騰が続く中で、経営が厳しい漁業者等への支援を目的といたしまして、野見漁協、大谷漁協、高知県漁協深浦支所に対し漁場料の2分の1、それ以外の漁協等につきましては水揚げ額の2%を補助することといたしております。

続いて、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございますが、第6款農林水産業費第1項農業費では、重点支援地方交付金事業費（燃油等高騰対策事業）が275万円、農業水利防災対策事業費が200万円、県工事負担金（水利施設整備事業）が1,450万円、地域農業水利施設保全型事業費が3,164万円、県工事負担金（用排水施設整備事業）が141万円、排水機維持費が200万円でございます。また、第2項林業費では、林地崩壊防止事業費が710万円、第3項水産業費では、重点支援地方交付金事業費（漁業事業持続化事業）が2,813万7,000円、漁港防災対策事業費が3,200万円、水産物供給基盤機能保全事業費が4,752万5,000円、安和漁港海岸高潮対策事業費が1億2,000万円でございます。

それから、7ページの下段にあります第11款災害復旧費でございますが、第1項農林水産施設災害復旧費で、現年発生補助災害復旧費が60万円、現年発生単独災害復旧費が40万円でございます。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝それでは、建設課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書23ページからでございます。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の1,642万3,000円の減額補正は、内訳として、がけくずれ住家等防災対策事業費が決算見込みによる1,852万3,000円の減額更正で、急傾斜地崩壊対策事業に係る県工事負担金は210万円の更正増でございます。

次の第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費2,400万5,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業費が242万円、道路メンテナンス事業費が2,158万5,000円、それぞれ国の交付決定額に合わせた減額更正であります。

次に、第4項港湾費第1目港湾費5,034万円の補正は、国の経済対策補正に伴い、国直轄港湾改修事業負担金1,800万円の更正と、次のページになりますが、須崎港港町地区の耐震強化岸壁の整備に係る県工事負担金の3,234万円を増額更正するものです。

続いて、第5項都市計画費第2目公園費の568万円の減額補正は、東川内児童公園トイレ更新工事を次年度に変更したことによる工事請負費の減額更正となっております。

次に、7ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正でございますが、第8款土木費第1項土木管理費、県工事負担金（急傾斜地崩壊対策事業）が215万円の繰越しとなっております。

次に、第2項道路橋りょう費の県工事負担金（県道等）が811万7,000円、社会資本整備総合交付金事業費で1,939万3,000円、辺地対策事業費で1,930万円、須崎総合高校新設道路建設事業費で2億8,600万円、道路メンテナンス事業費で6,826万2,000円を繰り越すものです。

次に、第4項港湾費の県工事負担金4,115万円は、須崎港湾改修事業を繰り越すものでございます。以上でございます。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝続きまして、住宅・建築課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書24ページをお願いいたします。第8款土木費第6項住宅費第1目住宅管理費、公営住宅外壁改修事業費更正減2,055万8,000円につきましては、実績見込みによる減額更正でございます。

次に、7ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正の追加の第8款土木費第6項住宅費、市営住宅維持管理費600万円につきましては、12月補正予算計上のうち、東川内第2市営住宅集会所整備工事におきまして、資材の確保等に時間を要することなど、年度内での事業完了が困難となったため繰越しをお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝環境未来課長にお伺いいたします。

21ページの重点支援地方交付金事業費、上水道未給水世帯への支援金ですけども、これ、封筒で未給水世帯に届けられたと思うんですけども、申請用紙が、その数はどのぐらいだったのでしょうか。それで、申請がどのぐらいあったのでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝環境未来課長。

- 宮本環境未来課長＝正確な数はちょっと後で。800程度郵送いたしました。申請ございましたのは500程度でございます。
- 吉野委員長＝宮田さん。
- 宮田委員＝せっかくの給付金ですけども、多分申請が抜かった世帯があるのではないかと想像されるところです。7月に広報「すさき」にお知らせが載ってまして、この7月1日から10月31日までの申請期間だったと思うんですけども、この期間をやっぱりちょっと延ばすとかいうふうなことも課題だったのではないかと私は思うところです。今後、できるだけその申請が行き渡るように何らかの対策していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
- 吉野委員長＝環境未来課長。
- 宮本環境未来課長＝まず、800世帯と、郵送いたしましたけれども、水道の行っていない世帯の把握につきましてはなかなか困難なものでございまして、実際に水道の行っている世帯にも送られたでしょうし、私どもの把握抜かりで一定そのものが行っていない世帯も幾つかあろうかと思えます。
- ただ、一定のもう期間をとということで、10月までということで今回期間設けさせていただきましたけども、それ以降で、あっ、こんなあったがやねというような御意見は1件か2件だけでした。私どもも漏れないように、抜かりがないように、余分に地域を把握してたつもりなんですけども、若干でも抜かりがあったということは事実でございますので、以後、期間を検討するときは気をつけたいと思います。
- 吉野委員長＝宮田さん。
- 宮田委員＝それで、同じページの指定ごみ袋の製造委託料が240万円減額されてますが、この理由についてお尋ねいたします。
- 吉野委員長＝環境未来課長。
- 宮本環境未来課長＝ごみ袋がどのくらい毎年市民の方が使っていただけるかっていうのが非常に把握が難しく、一定でもちろんないわけでございますので、購入していただいて、環境未来課の倉庫のほうに一定在庫がなくなれば作るというような形をしておりますけれども、今回市民の方が買っていただくごみ袋の量が昨年度より少なかったということでございます。だから、作る量が昨年度よりは少なかったためにということです。
- 吉野委員長＝よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- 西村さん。
- 西村委員＝22ページ、水産業振興費の重点支援地方交付金事業費の関係、農林水産課長にお尋ねします。
- 昨年9月補正、12月補正で、前年度の分をかき集めていただいたといいますが、それで、小割りについては2分の1、ほかの錦浦漁協とか、町漁協とか、釣漁協と

か、そういう水揚げ報奨金としては1.4%計上していただきました。それ、1月に漁業者に行き渡ったってことでございますが、今回はこの3月から養殖小割りについては2分の1、また報奨金については2%と、例年並みに満額計上していただいたということはありがたく思っております。

期間は何年、いつからいつまでの分で、いつ、繰越明許費補正にも出ておると思いますが、ちょっと確認です、令和8年1月から12月までの水揚げに対してだったのですかね。令和9年1月頃に漁業者のほうに、それは決裁が出た後でお渡しするっていう形になってますかね。ちょっとその水揚げの期間だけお願いします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。

期間についてはちょっと手元に今資料がないので、後からお答えしたいと思えます。以上であります。

○吉野委員長＝よろしいですか。

西村さん。

○西村委員＝分かりました。

繰越明許費補正に行ってますんで、今からの水揚げも多分入ってくると思いますが、その確認だけちょっとしたかっただけの話です。

それともう1点、福祉事務所に、生活保護扶助費、20ページですけど、これ3,000万円減額になって、9億円から8億7,000万円に減っているっていうようなことでございます。この原因は、やっぱり生活困窮を抜け出すのではなく、やはり人口減少というか、亡くなられる方が多かったからでしょうか、その辺ちょっと原因をお伺いいたします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝今回の減額の補正につきましては、今先ほど御説明しましたとおり、保護世帯の減少、保護世帯、廃止になる世帯で一番多い理由は、今、委員さんおっしゃられたとおり、死亡による世帯数の減っているのが一番多くなっております。

あと、今回減額補正しておるのは執行状況も見ながら、例年3月末の専決で最終補正予算を取っておりましたけれども、進捗状況を踏まえて、この3月議会での減額補正となっております。

○吉野委員長＝よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第29号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第29号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

- 大崎長寿介護課長＝市議案第29号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを御説明いたします。

議案書59ページ、別冊補正予算書34ページをお願いいたします。第1条で繰越明許費について定めるものでございます。

35ページの第1表、繰越明許費を御覧ください。第1款総務費第1項総務管理費の一般管理費156万5,000円の繰り越しは、在宅介護実態調査委託等費でございます。第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費の介護予防把握事業費335万9,000円の繰り越しは、郵送料及び日常生活圏域ニーズ調査等の委託費でございます。それぞれにおいて、須崎市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定事業の継続のために、翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正をするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

- 吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第30号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）

について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第30号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝市議案第30号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）についてを御説明いたします。

議案書60ページ、別冊須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。収入の部、消火栓等修繕費の工事収益更正に伴いまして、第1款事業収益第1項営業収益を94万3,000円減額し、4億7,857万2,000円に、水道料金、基本料金減免等の一般会計補助金更正に伴う第2項営業外収益を227万6,000円減額し、1億617万円、第1款事業収益総計を5億8,484万2,000円に改めるものでございます。

次に、支出の部、退職給付費の人件費更正に伴いまして、第1款事業費用第1項営業費用65万5,000円増額し、5億2,188万9,000円に、消費税不足額の公課費更正に伴う第2項営業外費用500万円増額し、4,712万1,000円、第1款事業費用総計を5億7,051万円に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。収入の部、消火栓設置費等の一般会計負担金更正に伴いまして、第1款資本的収入第4項負担金を1,299万3,000円減額し、1,380万7,000円に、第1款資本的収入総額を2億5,200万7,000円に改めるものでございます。

次に、給水車車庫建築延期の工事請負費更正に伴いまして、第1款資本的支出第1項建設改良費を1,000万円減額し、3億1,820万円に、第1款資本的支出総額を4億9,926万4,000円に改めるものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,725万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,911万9,000円、減債積立金取崩し額2,798万9,000円、過年度分損益勘定留保資金2億14万9,000円で補てんするものと改めております。

次に、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正としまして、予算第8条に定めた職員給与費を65万5,000円増額し、総計を8,407万5,000円に改めるものでございます。

次に、第5条では、他会計からの補助金の補正としまして、予算第9条中6,070万7,000円を5,843万1,000円に改めるものでございます。

なお、3ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参

照くいただきますようお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第31号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）
について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第31号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝市議案第31号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第5号）についてを御説明いたします。

議案書61ページ、別冊須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条業務の予定量の補正でございますが、業務のうち、主な建設改良事業につきましては、雨水対策事業の一部が執行不可となったことから2億1,000万円を減額し、9,000万円とするものでございます。

続きまして、第3条資本的収入及び支出の補正でございます。前述、第2条に定めた業務の予定量の補正により、収入の部、第1款資本的収入第1項企業債を1億650万円減額し、1億7,340万円に、第2項他会計出資金を1,000万円減額し、9,150万円に、第3項補助金を1億1,650万円減額し、6,901万1,000円、第1款資本的収入総計を3億3,393万1,000円に改めるものでございます。

また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を2億3,300万円減額し、第1款資本的支出総計を4億9,974万2,000円に改めるものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,581万1,000円は、引継金358万5,

000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,074万1,000円、減債積立金取崩し額3,438万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,409万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,300万円で補てんするものと改めております。

次に、2ページ目をお開きください。第4条では、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正するものでございます。下水道事業限度額を5,330万円減額し、1億4,720万円に、過疎対策事業限度額を5,320万円減額し、2,620万円とするものでございます。

なお、3ページ以降は補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をすべきものと決しました。

市議案第36号 指定管理者の指定について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第36号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝市議案第36号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書66ページでございます。本議案は、須崎市老人デイサービスセンター「清流の家」の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市上分丙1758番地2、社会福祉法人須崎福祉会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第37号 指定管理者の指定について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第37号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝市議案第37号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書67ページでございます。本議案は、須崎市老人デイサービスセンター「ばんだ湯の香荘」の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市安和216番地1、社会福祉法人須崎市福祉事業協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。なお、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第39号 市道路線の廃止について

○吉野委員長＝続きます、市議案第39号市道路線の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○中川建設課長＝市議案第39号市道路線の廃止についてにつきまして御説明いたします。

議案書69ページでございます。本議案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線の廃止について議決を求めるものでございます。

別冊廃止路線調書を御覧ください。路線名、東川内8号線、総延長37.8メートルの市道路線ですが、本路線は、令和8年度から造成予定の東川内第1市営住宅跡地の敷地に含まれることから、廃止するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第40号 市道路線の認定について

○吉野委員長＝続きます、市議案第40号市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○中川建設課長＝市議案第40号市道路線の認定についてにつきまして御説明いたします。

議案書70ページでございます。本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について議決を求めるものでございます。

別冊認定路線調書を御覧ください。記載しております東川内13号線から東川内17号線までの合計5路線、総延長730.1メートルを認定することにつきまして

て、議決を求めるものでございますが、東川内13号線につきましては、分譲住宅予定地への接続道路及び幹線道路であり、基本的に有効幅員は6メートルになっております。また、東川内14号線から東川内17号線までは、各区画へ通じる区画道路となっておりまして、東川内14号線は有効幅員4メートル、東川内15号線、16号線は有効幅員5メートル、東川内17号線は有効幅員3メートルから5メートルを基本としております。供用開始時期は、住宅団地完成と同時期の令和10年度中を予定いたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝ちょっと教えてほしいんですけども、この図を見てみますと、この道路がこう行って、出るときにですね、ここにこう、こちらからこう回っていかないと出てこれないというような形になってるんですかね。ここが、ここからこう行けなくて、一回奥に入らないといけないというような図に見えるんですけども私は。ここは、こちらの方、こう出てくるとかはできないことになってるんでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝まず、東川内13号線につきましては、今の市道から上がって行って、傾斜して上がっていくようになりまして、この突き当たりの角とこの東川内14号線はちょっと段差がありまして、この13号線を真っすぐ突き当たって上がっていくような形になっております。14号線につきましては、この起点のところは13号線と段差があるので、ここは行き来できないという形になっております。

それと、15号線と16号線等々、走っているこの、下を走っているこの13号線と上がり口からの13号線は直壁の擁壁で段差になってますので、行き来はできないという形になっております。

○吉野委員長＝ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間の休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第17号 令和8年度須崎市一般会計予算について《分割》

○吉野委員長＝市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

委員会再編により大変分量が多くなっておりますので、まずは、旧産業建設委員会関係の議案から説明、質疑応答を行い、その後、旧教育民生委員会関係の議案説明、質疑応答を行いたいと思います。最後にまとめて当議案の採決を行います。

説明は、令和8年度当初予算主要事業説明書で、簡潔にお願いいたします。

それでは、順次執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝市議案第17号令和8年度須崎市一般会計予算について、住宅・建築課所管分の事業費につきまして御説明申し上げます。

令和8年度当初予算主要事業説明書の28ページをお願いいたします。空き家対策促進事業費でございます。空き家対策に関する啓発、情報発信、空き家の所有者に処分方針の決断を促すための取り組みや空き家の掘り起こしへの取り組みなど、課題となっている空き家対策の取り組みを進めるための費用でございます。総額は712万6,000円、主な経費としまして、第12節委託料671万7,000円、その内訳としまして、空家等対策計画の作成のための空き家実態調査に要する経費、空き家相談会などの事業に関するものとなっております。

次に、48ページ、住宅リフォーム補助金交付事業費でございます。こちらは、昨年度に引き続き、2年目の事業となっております。事業概要につきましては、まず、市内空き家の利活用及び子育て世帯の定住促進につなげることを目的としまして補助を行う空き家リフォーム補助交付事業で、須崎市に1年以上継続して居住し、18歳未満の子どもを養育していることなど、また、対象物件は、一戸建ての専用住宅で耐震基準等を満たしている空き家を対象に補助率は100%、総事業費が100万円以上となる工事で1件当たりの補助上限額は270万円としており、本年度は2件分の予算を計上しております。

次に、現在居住している住宅の長寿命化を図り、空き家の発生抑制につなげることと若者の定住・定着を促進することを目的として工事費の補助を行う住家リフォーム補助交付事業でございます。対象者は、須崎市に1年以上継続して居住してい

ること、また、対象物件は、耐震基準を満たしている一戸建ての専用住宅を対象に補助率は20%、総事業費が50万円以上となる工事で補助上限額は20万円となります。さらに、18歳未満の子どもを養育している世帯が居住する住宅の工事に対しましては、若者の定住・定着を促進することを目的としており、補助率は40%、補助上限額は40万円となっております。

事業費につきましては、第18節負担金補助及び交付金2,740万円を含んだ、総額2,748万円を計上しております。

続きまして、310ページ、土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費でございます。事業概要につきましては、土砂災害特別警戒区域内での住宅の建て替えの際に、土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われているところでございますが、そこでの建築物の建て替え等の際に必要な防護壁等の一部を補助するものとなっております。補助上限額は252万円、補助率は、県が2分の1、市が4分の1となっております。事業費は、第18節負担金補助及び交付金としまして、2件分の504万円を計上しております。

続いて、319ページ、狭あい道路整備等促進事業費でございます。この事業は、狭あい道路の解消を図ることを目的とした国土交通省の補助事業でございます。都市計画区域内における建築基準法の幅員4メートル未満の道路の整備のために、当該道路に接する土地について、道路を拡幅することを条件に用地を寄附してもらい行う事業でありまして、事業費に対して2分の1の交付金が交付されます。事業費は、工事請負費としまして200万円を計上しております。

続いて、327ページ、建築総務費でございます。建築行政及び建築営繕業務に要する経費でございます。総額では152万9,000円を計上しております。内訳は事業概要のとおりとなっておりますが、主な経費としまして、第13節使用料及び賃借料104万8,000円で、こちらは設計業務における事務効率化のための営繕積算システムRIBCの利用料が主なものとなっております。

続いて、331ページ、市営住宅維持管理費でございます。市営住宅、改良住宅等の維持管理に要する経費でございます。総額では5,156万3,000円を計上しております。事業概要は記載のとおりでございますが、主な経費としまして、第10節需用費2,224万円につきましては、火災報知機に係る消耗品費1,050万円や住宅に係る維持管理修繕料1,100万円となっており、その他燃料費、電気料及び水道料となっております。また、第14節工事請負費2,308万9,000円につきましては、住宅退去補修工事費として1,600万円、電子式水道メーター取替工事費として108万9,000円、その他市営住宅等の老朽に伴う修繕工事費となっております。

続いて、次のページの収納管理費についてです。公営住宅の使用料の決定や納付書の発行、滞納整理や住宅明け渡し訴訟に係る経費などございまして、総額で1

85万5,000円を計上しております。事業概要は記載のとおりとなっておりますが、主なものとしまして、第12節委託料55万5,000円は、住宅明け渡し訴訟の弁護士委託料、第21節補償補てん及び賠償金60万円は、住宅明け渡しに対する裁判所への執行予納金となっております。

次に、333ページ、公営住宅外壁改修事業費でございます。こちらにつきましては、長寿命化計画に基づき、改修時期を迎えております南永田市営住宅の外壁改修工事費及び給水設備の改修工事費となっております。令和8年度は総額で5,980万円を計上しております。その経費としましては、工事請負費5,711万7,000円となっております。令和8年度はC棟の改修工事を行います。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝農業委員会事務局所管の農業委員会費につきまして御説明いたします。

主要事業説明書241ページからでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第1目農業委員会費は、農業委員会委員報酬をはじめ、定例総会の開催や農業委員会の業務に要する経費で518万2,000円となっております。

続きまして、242ページ、細目03農業者年金経費は、農業者年金委託業務に要する経費で4万3,000円。

次のページ、細目04農家台帳整備事業費は、農家台帳の整備・運用に係るシステム保守委託料38万3,000円でございます。

次に、244ページ、細目05高知県農地集積支援事業費382万2,000円は、農家台帳の管理や修正、遊休農地調査等の実施に要する経費で、主に会計年度任用職員の人件費及び事務費となっております。

次のページ、細目06情報収集等業務効率化支援事業費は、農業委員等がタブレット活用による現地調査の実施に要する経費で20万1,000円となっております。以上でございます。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝続きまして、農林水産課が所管する予算につきまして、主なものを説明させていただきます。

当初予算主要事業説明書は248ページからでございます。まず、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございます。細目11、園芸用ハウス整備事業費1,609万3,000円につきましては、農協等が実施する園芸用レンタルハウス等の整備であり、令和8年度は3棟を計画いたしております。

次に、249ページ、細目16多面的機能支払交付金事業費674万7,000円は、農業者や地域住民が共同で取り組む水路や農道などの保全活動に対する支援でございまして、上分、安和、中島、角谷、中氏の5地区への補助金を交付するも

のでございます。

次に、250ページ、細目17環境負荷軽減促進事業費960万円は、環境保全型農業を実践するための経費への補助でございまして、令和8年度は、ヒートポンプ4個を計画いたしております。

次に、少しページ飛びますが、253ページをお開きください。細目27こうち農業確立総合支援事業費1,775万9,000円は、JAや農業者の組織する団体等が推進する農業振興策への補助でございまして、養液栽培システム2機を計画いたしております。

それから、また、少しページ飛びますが、256ページをお開きください。細目40燃料タンク対策事業費834万円は、南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業用燃料タンク10基分の整備に係る経費について補助しようとするものでございます。

次に、257ページ、細目44地域営農支援事業費1,355万円は、地域農業の中核を担う組織の育成と地域農業を面的に支える仕組みづくりを目的に、複合経営拠点等の組織間の連携を推進するために行う事業として、土佐くろしお村営みのりへのコンバインを導入しようとするものでございます。

次に、258ページ、細目46農業用ハウス防災対策事業費720万円は、農業用ハウスの災害被害を軽減するための支援として、ハウスの天井アーチ接続部分にレインペットという雨どいを設置し、ハウスの補強を行うものであり、7戸の補助を予定いたしております。

次に、259ページ、細目54新規就農者経営発展支援事業費760万円は、就農後の経営発展のために必要な機械や施設等への補助を行うもので、2名の新規就農者への補助を予定いたしております。

次に、少しページ飛びますが、261ページをお開きください。細目59園芸用ハウス等リノベーション事業費は1,501万6,000円で、事業概要は記載のとおりでございますが、具体的にはハウス本体の補強または被覆資材の高度化、ハウス内設備の高度化につながる環境制御装置や資材等の導入支援を行うものでございます。

次に、262ページ、細目62園芸品目高温対策事業費633万3,000円は、令和8年度からの新規事業でございまして、夏場における作物の高温被害抑制につながる資機材の導入や補植への経費に対し補助しようとするものでございます。

次に、263ページ、細目63こうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業費965万円につきましても、令和8年度からの新規事業で、事業概要は記載のとおりでございまして、具体的にはJA土佐くろしおのかわうそライスセンターに乾燥機6台の更新を予定いたしております。

次に、264ページ、ここからは第4目農地費に移ります。まず、細目02市単

農道維持管理事業費471万4,000円は、ふるさと農道大谷線などの農道の維持管理に要する経費でございます。

次に、少しページ飛びますが、267ページをお開きください。細目22農業水路等長寿命化・防災減災事業費1,740万円は、源蔵排水機場の建屋補修工事費でございます。

それから、また少しページ飛びますが、269ページをお開きください。細目28県工事負担金（水利施設整備事業）3,750万円は、池ノ内第2排水機場の整備負担金でございます。

次に、270ページ、細目29耕地自然災害防止事業費710万円は、桑田山の地すべり防止工事費でございます。

次に、271ページ、細目30農村整備事業費1,000万円は、法印山トンネルの老朽化に伴う長寿命化対策を進めておりまして、トンネル補修工事に係る設計業務委託料でございます。

次の272ページ、細目31農道整備事業費5,100万円は、ふるさと農道大谷線の舗装工事費でございます。

次に、273ページ、細目32地域農業水利施設保全型事業費3,140万円は、桐間第一排水機場の長寿命化対策でございまして、排水機場の測量設計業務委託料と電気設備更新工事費を予定いたしております。

次に、274ページ、細目33県工事負担金（用排水施設整備事業）2,000万円は、中ノ浦排水機場の県営事業に係る工事負担金でございます。

次に、275ページ、第5目排水機維持費でございます。細目01排水機維持費2,462万9,000円につきましては、農林水産課が所管する排水機場の維持管理に要する経費でございます。

次に、277ページをお開きください。ここからは、第2項林業費第1目林業総務費に移ります。まず、細目03鳥獣被害防止総合対策事業費1,623万2,000円は、主に、イノシシや鹿などの捕獲や新規狩猟者の講習、被害防止柵の設置などに対する補助金でございます。

次に、278ページ、細目06鳥獣被害防止総合対策交付金事業費585万円は、イノシシの捕獲補助金に対して、国の交付金を上乗せ補助するものでございます。

次に、279ページ、細目08森林環境譲与税基金積立金4,179万4,000円は、森林整備及びその促進に要する経費の財源として、森林環境譲与税を基金へ積み立てるものでございます。

次に、280ページ、細目09森林環境整備事業費2,705万3,000円は、森林環境譲与税を活用した森林整備や担い手の育成、確保等に要する経費で、主なものでは森林整備に向けた意向調査、事前準備業務委託料などがございます。

次に、少しページ飛びますが、284ページをお開きください。ここからは、第

2目林業振興費に移ります。細目10森林整備地域活動支援推進事業費744万円は、須崎地区森林組合が行う森林所有者の情報収集や森林の境界明確化に対する補助でございます。

次に、291ページをお開きください。ここからは、第3項水産業費、第2目水産業振興費に移ります。細目04水産資源保護増殖事業費1,028万円は、新荘川へのアユの放流やヒラメ、イサキ、アワビ、キジハタなどの放流と、これらの稚魚を放流するまでの中間育成に係る費用でございます。

次に、292ページ、細目15水産多面的機能発揮対策事業費135万4,000円は、藻場・干潟等の減少や機能低下を防ぐための保全活動を行う組織への補助金などでございます。

次に、293ページ、細目24新規漁業就業者支援事業費133万5,000円は、後継者育成のための新規就業者を支援する事業で、令和8年度は1名を予定しております。

次に、294ページ、細目29放置漁船対策推進事業費706万円は、所有者不明の放置船を廃船処分するものであり、令和8年度は13隻を予定いたしております。

次に、295ページをお開きください。ここからは第3目漁港管理費に移ります。細目01漁港管理費307万1,000円は、各漁港の維持管理に要する経費を計上いたしております。

次に、296ページ、細目11水産物供給基盤機能保全事業費1億350万円は、老朽化した漁港施設の長寿命化対策であり、新荘漁港のB物揚げ場補修工事費でございます。

次に、297ページ、細目15安和漁港海岸高潮対策事業費1億4,000万円は、安和海岸保全施設の整備であり、防潮堤改良工事費でございます。

次に、298ページ、細目16海岸メンテナンス事業費740万円は、野見海岸の堤防等老朽化対策工事に係る測量設計業務委託料でございます。

続きまして、令和8年度須崎市一般会計予算書の104ページを御覧ください。第11款災害復旧費を説明させていただきます。第1項農林水産施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費は3,000万円、それから、第2目現年発生単独災害復旧費は300万円をそれぞれ計上いたしております。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝それでは、建設課所管分について御説明申し上げます。

主要事業説明書の305ページからでございます。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の133万4,000円につきましては、道路台帳管理システム保守委託料や各種協議会負担金に要する経費であります。

続きまして、306ページ、がけくずれ住家等防災対策事業費の3,010万円につきましては、横川地区、伊才野地区の2か所の工事を予定しております。

次に、307ページ、県工事負担金（急傾斜地崩壊対策事業）20万円につきましては、令和7年度から実施している岩永地区の擁壁工市の市負担分となっております。

次に、308ページ、公共残土場整備事業費は、県道須崎仁ノ線鳥坂トンネル道路改良などの残土場予定地に係る用地測量調査業務委託料として501万4,000円、用地補償総合技術委託料の675万円、土地鑑定評価委託料として40万円を計上いたしております。

次に、309ページの災害緊急対応補助金交付事業費の50万円は、災害発生後の応急対応において、被災した地域の自治組織等で、復旧作業が迅速に図れる体制を支援するものでございます。

1ページ飛んでいただき、311ページの高台整備事業費の3億5,576万円につきましては、委託料で、東川内高台宅地造成に伴う給水管布設工事設計業務委託料に870万1,000円、工事請負費におきましては、高台敷地造成工事費として3億円を計上しております。これは、総工事費積算見込み額8億8,800万円の令和8年度分でございます。また、造成予定地でございます東川内集会所の解体工事費702万円を計上しております。次に、公有財産購入費ですが、高台用地購入費としまして1,922万6,000円を計上し、補償補てん及び賠償金で2,052万円を物件補償として計上いたしております。

次に、312ページ、第2目地籍調査事業費の1億9,667万9,000円ですが、令和8年度の調査予定区は1年目工程が赤崎町、多ノ郷、安和等、2年目工程が幸町、栄町、泉町、神田などを予定しております。

次のページ、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費の155万6,000円は、事務費及び各種協議会等の負担金に要する経費となっております。

次のページ、第2目道路維持費2,995万3,000円は、市道維持管理に要する経費で、道路付属施設等の修繕費や道路照明電気料などの需用費で710万円、災害時などで発生する土砂取り除きなどの役務費で800万円、市道草刈り等の委託料で400万円、市道維持などの工事請負費で620万円等を計上しております。

次のページ、第3目道路新設改良費の市単道路整備事業費2億1,710万円につきましては、市道の舗装、維持修繕、補修に対応する予算となっておりますが、令和8年度は、新たに市道小浜蟠蛇森線道路改良工事設計業務委託料3,000万円、道路改良工事費を7,000万円計上しております。この市道小浜蟠蛇森線道路改良工事は、事業期間を2か年で見込んでおりまして、令和9年度予算計上見込み額は1億円を予定いたしております。

次のページへ移りまして、県工事負担金（県道等）でございますが、県道整備に

関わる負担金で950万2,000円を計上し、県道須崎仁ノ線を中心に道路改良を予定しております。

次のページ、社会資本整備総合交付金事業費の2,545万円でございますが、上分依包樽線の現道拡幅工事などを予定しております。

次のページの辺地対策事業費ですが、浦ノ内南岸の対象地で、令和8年度は池ノ浦1号線の道路改良工事で2,000万円を計上しております。

320ページに移りまして、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金の8,526万4,000円は、事業費の財源として借り入れた地方債の交付税で補填されない3割分が、高知県市町村道整備交付金で交付されますので、そちらを基金に積み立てるものでございます。

次に、1枚めくっていただき、321ページ、道路メンテナンス事業費8,368万6,000円は、市内76か所の橋梁定期点検と百舌谷橋ほか4橋の補修設計委託業務に2,225万6,000円、多ノ郷甲の柿の木橋ほか1橋の補修工事で、1,980万円を計上しています。

次のページ、第3項河川海岸費第1目河川海岸保全費は、協議会・協会の負担金と河川補修、浚渫等の事業費としまして857万円を計上しています。

次に、323ページの県工事負担金（河川海岸津波・高潮危機管理対策事業）ですが、宇佐漁港海岸の護岸改良事業となっており、令和8年度は地質調査、基本設計の負担金となっております。

次に、324ページ、第4項港湾費第1目港湾費の93万7,000円ですが、各種協議会費の負担金や港湾整備要望に係る旅費等になっております。

次の325ページ、国直轄港湾改修事業費負担金（須崎港湾改修事業）の5,512万5,000円ですが、令和8年度は上部工嵩上げ、消波ブロック製作、据付けを予定しております。

次に、1枚めくっていただき、328ページの第5項都市計画費第2目公園費の公園維持管理費2,204万6,000円につきましては、公園、緑地の維持管理費で、主なものとしましては、電気・水道料などの需用費で341万円、清掃費や浄化槽維持管理業務委託料としまして1,071万4,000円となっております。また、東川内児童公園のトイレ更新などの工事請負費として695万4,000円を計上しております。

次に、329ページ、シンボルロード維持費として530万8,000円を計上しております。

次の330ページでは、新規事業として公園施設長寿命化対策事業費1,000万円を計上しており、令和5年度に策定した公園長寿命化計画に基づき、公園遊具改築更新工事費として計上しております。

続きまして、市議案第17号、別冊令和8年度須崎市一般会計予算書をお願いし

ます。104ページから106ページでございます。第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費で3,000万円、第2目現年発生単独災害復旧費が600万円、第3目過年発生補助災害復旧費に429万8,000円を計上しております。

次に、9ページをお開きください。第2表、債務負担行為であります。高台整備事業でございますが、令和8年度に計上しております高台整備事業の造成工事総額を8億8,800万円と見込んでおりますが、単年度で完成が難しいため、令和9年度まで5億8,800万円を限度額として債務負担行為をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

森光さん。

○森光委員＝住宅・建築課長にお伺いいたします。弁護士の委託料のどこなんですけど、これは供託金も含んだ数字なんですか。ちょっとお伺いいたします。供託金って着手金っていうんですかね。弁護士に対して、訴訟のときに着手金を含んだ額なんですか。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝この委託料は想定2件分ということでやっていますので、それを含んだやつ。

○吉野委員長＝高橋立一さん。

○高橋（立）委員＝建設課長にお伺いいたします。地籍調査の件で、多ノ郷地区という言い方をされておりましたが、具体的に多ノ郷地区のどの辺りに入るのかということをお伺いを1点したいと思います。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝多ノ郷甲の一部と吾井郷乙の一部と神田、押岡、多ノ郷乙の一部。

〔「分からない、甲は広いですね」「広いですね」と呼ぶ者あり〕

○中川建設課長＝あと、多ノ郷乙も一部入ります。（発言する者あり）ちょっとどこっていうのは。

○吉野委員長＝高橋（立）さん。

○高橋（立）委員＝僕も、言うたら、字名がないと分からないというのが正直あるんですが、また後にちょっとお伺いして、しゅっとはなかなか無理かと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

それから、農林水産課長に、放置船の件ですが、294ページに載ってるやつですが、県のほうも一定のこの取り組みはされようじゃないかというふうに思いますが、何ていうか、全然、そういう県とかぶらん事業としてやるのか、あるいは協

働してやるのかという部分はどうなんでしょうか、地域的に含めて。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝まず、対象の区域につきましては、須崎市が管理する漁港管理区域における所有が不明な放置漁船の処分ということになります。

○吉野委員長＝高橋（立）さん。

○高橋（立）委員＝それは、例えば何ていう、料金払うて着けちゃったところ以外で放置されちゃうところなんかも多分あるんじゃないかというふうに思うんですが、言うたら、船着場に指定されてないようなところの廃棄船というのは、ひょっとしてあるんじゃないかというふうにも思いますが、そういった部分も含めてやるということなんでしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝あくまでも市が管理する漁港管理区域内での放置漁船ということになりますんで、その漁港区域以外への放置船というのは、ちょっと私のほうでは認識してないですね。

○吉野委員長＝高橋祐平さん。

○高橋（祐）委員＝建設課長にお伺いいたします。309ページ、細目07の災害緊急対応補助金交付事業費についてなんですけれども、事業費50万円ということで、前年度と変わってないなと思うんですけれども、私の知る限り、この事業と打合せというか、保険等々いろんなことがございまして、1件のみかなと思うんですけれども、一つのみかなと、こういったお話しされてる地域が。ほかにも地域って、ちょっと増えたりされておりますかね、お伺いいたします。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝記憶してる限り実績はゼロで。

〔「ないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○中川建設課長＝今のところ増えておるといことはないと聞いております。

○吉野委員長＝高橋（祐）さん。

○高橋（祐）委員＝恐らく、多分知らないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。この事業を公布して、この事業を使うに当たっても、保険のこととか人数って、ある程度やっぱり理解をしてないと、準備をしておかないと、緊急時のマンパワー不足に発動できないというのが状況だなというふうに感じております。なので、自主防災組織等々で可能であれば、自主防災組織とはまた別の組織になるのかもしれないけれども、こういった予算もあるから、マンパワーで、例えばその重機が乗れるなどのいろいろな人材がそろっておる地域に関しましては、事前にこういった情報啓発すれば、いざというときの二次災害防ぐことにもつながると思いますので、ぜひまた、いろいろと啓発のほうよろしくお伺いいたします。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝住宅・建築課長にお伺いいたします。48ページの住宅リフォーム補助金交付事業費についてです。

住宅リフォームの補助金制度ができたこと、本当によかったなど歓迎しております。この条件として、リフォームをされる事業者が市内の業者だったと私は認識してるんですが、いかがでしょうか。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝市内の事業者でございます。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝このところ、リフォームが結構、業者忙しいようでして、例えば土佐市の事業者に頼んだりされた場合は、交付対象にならなかったという事例もございました。県内の事業者であれば構わないというように、見直していただけるようなことはできないでしょうか。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝問い合わせで、やる方で市外の業者、今年度利用する方のちょっと、このリフォームの補助金断念されたケースもありますが、市の単独事業でもございますので、やっぱり市内の事業者をとということで令和8年度も考えております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝住んでおられる方は市内の方ですので、その方がより快適に過ごすことができるようになる、市民にとって利益になることですので、例えば市外の業者であっても、私は市民の利益になると思いますので、また、お考えいただきたいと、検討いただきたいとお願いいたしておきます。

○吉野委員長＝ほかにございせんか。

西村さん。

○西村委員＝275ページ、農林水産課長、排水機場の維持管理費でございますが、維持管理はこれ、随意契約でいかれてますか、どこの業者がやられてますでしょうか。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時54分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝各排水機場の維持管理につきましては、地元の方ですとか、あるいはシルバー人材センターといった形に委託をしております、それから、保守

点検につきましては、入札で業者を選定しております。以上でございます。

- 吉野委員長＝西村さん。
- 西村委員＝次に273ページ、排水機場の長寿命化対策に要する経費のうちですけど、まず1点目、電気設備更新工事、これは地元で考えられていますか、100万円。
- 吉野委員長＝農林水産課長。
- 嶋崎農林水産課長＝まだ未定でございます。
- 吉野委員長＝西村さん。
- 西村委員＝ぜひともこれ、また地元でやっていただきたいと思うのですが、それと、この委託料の2,900万円はどういう御予定ですか。
- 嶋崎農林水産課長＝委託の時期とかいうことですか。
- 西村委員＝いや、委託先。
- 吉野委員長＝農林水産課長。
- 嶋崎農林水産課長＝委託方法につきましては、入札を考えております。以上です。
- 吉野委員長＝西村さん。
- 西村委員＝これは、分離発注になりますか、測量と設計は。
- 吉野委員長＝農林水産課長。
- 嶋崎農林水産課長＝お答えします。今のところは、分離というのは考えておりません。
- 吉野委員長＝西村さん。
- 西村委員＝休憩をお願いします。
- 吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

- 吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時57分 再開

- 吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
農林水産課長。
- 嶋崎農林水産課長＝まず、午前中の答弁で、一番に訂正をさせていただきたいと思
います。
保守点検につきましては、午前中の答弁の中で競争入札というふうにお答えしま

したが、随意契約、随契の契約であるということで、答弁の訂正をお願いします。

理由につきましては、まず、設置されているポンプに精通をしているメーカー代理店でなければなかなか保守点検ができないということの理由で、全部で、全てで契約が5つありまして、5つとも、先ほどの理由とあわせて50万円以下の契約もございますので、そちらについては少額という形、競争入札にしなくてもいいという形の随意契約をさせていただいております。

それから、令和8年度の2,900万円ですが、これは分離発注は考えておらず、一括での入札ということを予定いたしております。以上でございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝まず、前段の保守点検ですかね、330万円の、50万円以下が随契で構わないというような、50万円超えてる分もあるんですよね。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝5件中2件が50万円を超えておりまして、そちらについては、競争入札をせずに、先ほど言いました設置されているポンプに精通している業者でなければ、保守点検できないという理由で、その設置しているポンプのメーカー代理店と随意契約をいたしております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝その次の測量設計業務委託料ですかね、排水機場の。2,900万円、一発でというようなことでお答えいただきましたけど、これ、以前から同じ業者がずっと取っているというようなことも、下水のポンプ場に関してもそういう話も出ましたけど、一つ、技術力が担当課になれば、ほかの自治体なんかは結構技術公社さんに委託をされていると思いますけど、そういう検討はなされますか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝今のところはそういった予定はございません。（発言する者あり）

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝再度の答えになりますが、今のところはそういった外部への委託等は、技術公社であるとか、そういったことは考えてはおりません。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝いや、技術公社であるとは考えてないということは、けど、一般競争入札するわけでしょう、これ。それも検討されたらどうでしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝庁内にあります工事請負等審査委員会で一度、協議をした上で、どのような入札方法にするかというのを検討したいと思います。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それ、事後報告じゃなくて、事前に、そしたら、議会に知らせていただ

けますか。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時23分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝委員御指摘の点につきましては、一度、庁内で検討いたしたいと思っております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝農林水産課長にお伺いいたします。256ページの燃料タンク対策事業費についてです。

前年度より予算が倍近くになっていてうれしく思いました。ところがまだ10基分ということで、まだまだ進まないのではないのかとちょっと心配するところですけども、これのタンクのこの防災対策ですけども、順番はどのように決められて行っているのでしょうか。というのは、南海地震で浸水が予想される場所は、もう終わってるのかお聞きいたします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。順番につきましては、今現在、10基の分については、JAと協議した上で、ほぼJA土佐くろしお側の要望に沿うような形で10基を予定をしています。

ただ、本来であれば、JAの要望に沿うんじゃないかと、災害を防止する観点で、例えば民家に近いところであるとか被害が大きい、想定される場所からやっぱり優先順位を立ててやるべきじゃないかなというふうに考えていまして、そこについては、今後また、JAと協議しながら、優先順位といったものをつけていきたいのかなと考えております。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝ぜひ、そのように相談して、できるだけ海とか川とか危険な場所から進めていただくとよろしくお願いたします。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、次に、旧教育民生委員会関係の議案について、執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝それでは、市民課所管分につきまして、主要事業説明書により、主な事業について御説明いたします。

まず、主要事業説明書の81ページでございます。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費の3,200万5,000円につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく事務経費でありまして、戸籍管理システム保守委託料やコンビニ交付サービス保守委託料などの委託料1,262万4,000円などが主な経費となっております。

次の82ページ、マイナンバーカード交付事務費1,465万4,000円は、マイナンバーカード交付に関する会計年度任用職員の人件費並びに郵便局に委託しておりますマイナンバーカード申請補助業務委託料など、マイナンバーカード関係の運営費用となっております。

次に、ページ飛びまして92ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金2億6,761万8,000円は、保険基盤安定繰出金や財政安定化事業繰出金など、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出しに係る経費となっております。

また、ページが飛びまして、次に、134ページを御覧ください。第5目老人福祉費、後期高齢者医療事業費6億1,787万5,000円は、後期高齢者医療広域連合の運営費用であります後期高齢者医療広域連合業務負担金や保険給付に係る市町村負担分であります後期高齢者医療療養給付費負担金、加えまして、一般会計から後期高齢者医療特別会計に対する繰出金であります後期高齢者医療基盤安定負担金や人件費、事務費などとなっております。

次に、また飛びまして、206ページを御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、健康づくり事業費の669万7,000円につきましては、後期高齢者への健康診断の勧奨及び実施に要する経費となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所が所管する予算について御説明いたします。

主要事業説明書90ページからでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費からでございます。社会福祉総務費は、社会福祉全般に要する費用といたしまして、5,200万6,000円を計上しております。主なものにつきましては、民生委員協議会補助金483万5,000円、須崎市社会福祉協議会運営補助金4,615万6,000円などがございます。

次に、少し飛びまして、94ページをお願いいたします。あったかふれあいセンター事業費4,521万6,000円につきましては、地域福祉の拠点として、各地域で集いや支え合い活動を行うもので、須崎地区と多ノ郷地区につきましては、須崎市社会福祉協議会が、浦ノ内、上分、安和地区につきましては、それぞれ地域自主組織または集落活動センターに事業を委託しております。前年度比547万円

の増額につきましては、浦ノ内地区に1名の増員のほか、各あつたかふれあいセンターの人件費の増加によるものでございます。

次に、第2目障害者福祉費に移ります。95ページをお願いいたします。障害者福祉費844万6,000円は、障がい福祉全般に要する経費を計上しております。主なものでは、障がい福祉計画策定業務委託料500万円のほか、高幡障害者支援施設組合などの各協議会への負担金、各障がい者団体等への補助金を計上しております。

次のページ、重度心身障害児者医療費5,172万円は、重度心身障がい児者の医療費自己負担分の助成に要する経費で、現在の受給者証交付人数は413人でございます。

次に、97ページをお願いいたします。特別障害者手当等給付費800万4,000円につきましては、著しい重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護が必要な在宅の方に支給されるもので、対象者を特別障害者手当18名、障害児福祉手当6名、経過的福祉手当1名を見込んでおります。

次に、98ページ、福祉タクシー事業費656万5,000円は、社会参加の促進などを図るため、重度の心身障がい児・者や人工透析を行っている方がタクシーを利用する際の料金または自家用車の燃料代の一部を助成するものでございます。本年度は2月末現在、タクシーチケット171人、ガソリン券163人、合わせて334人の方が利用されております。

次に、少し飛びますが、101ページをお願いいたします。障害者相談支援事業費1,535万1,000円は、障がい者及びその介護を行う方からの相談に応じ、情報提供などを行う相談支援事業を須崎市社会福祉協議会に委託するもので、須崎市社会福祉協議会の中にあります生活支援・総合相談センター「ほっと」で実施している業務の一つでございます。

次に、107ページをお願いいたします。第3目障害者自立支援給付費のうち、細目01障害福祉サービス給付費でございます。障害福祉サービス給付費5億8,000万円は、障害のある方からの申請に基づきまして、支援区分の認定を行い、その区分に応じて作成されたサービス利用計画によって、各種、自立支援給付が行われるものであり、居宅介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、計画相談支援などの給付がございます。なお、原則といたしまして、費用の1割が自己負担で、残り9割を国、県、市がそれぞれ負担するものでございます。

次のページ、108ページをお願いいたします。補装具給付費600万円は、身体障がい児・者の失われた身体機能を補完または代替する補装具、具体的には車椅子や補聴器などの購入及び修理に係るものでございます。

次に、109ページ、お願いいたします。障害者自立支援医療給付費5,061万7,000円は、障がいの軽減や機能回復のための医療費を助成するものでござ

います。18歳以上の方は更生医療、18歳未満の児童については育成医療として給付を行っているものでございます。

次に、飛びまして、111ページをお願いいたします。障害児給付費8,754万円は、障害児の施設入所に係る措置費や障害児の相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの給付に要する費用でございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。第4目障害者地域生活支援事業費に移ります。日常生活用具給付等事業費900万円は、重度障がい者に自立支援生活用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図るもので、実績のほとんどがストーマ装具や紙おむつなどの排せつ管理支援用具の給付でございます。

次に、少し飛びまして、124ページをお願いいたします。地域活動支援センター事業費850万円につきましては、地域活動支援センターの運営に要する費用で、令和8年度につきましては、トイレの修繕料及び指定管理者への委託料でございます。地域活動支援センターは、障がい者の創作的、生産的活動の機会の提供、社会参加促進等の便宜を供与する施設でございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。第3款民生費第3項生活保護費第1目生活保護総務費でございます。生活保護総務費1,059万円は、生活保護の申請、受付、支給等に要する経費でございます。

次に、次ページ、生活困窮者自立相談支援事業費1,450万3,000円は、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対して支援を行うもので、須崎市社会福祉協議会の中にあります生活支援・総合相談センター「ほっと」で実施している主要事業で、令和7年度の新規相談数は、2月末現在、前年度より14件増え、43件でございます。

次に、191ページ、被保護者就労支援事業費374万8,000円につきましては、生活保護法第55条の7に規定されており、実施が義務づけされている事業で、福祉事務所に配置している就労支援員の雇用に関する経費でございます。

次に、飛びまして、193ページをお願いします。生活困窮者就労準備支援事業費688万6,000円につきましては、生活困窮者の中でも特に長期失業者や就労経験のない方に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業で、須崎市社会福祉協議会に委託して実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。生活保護適正実施推進事業費403万7,000円につきましては、生活保護の受給者の年金等の調査を行う年金調査員の雇用の経費で、次の195ページ、医療扶助適正化事業費389万2,000円は、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプト点検を委託する経費で、医療扶助の適正化を図るものでございます。

次のページをお願いします。生活困窮者家計改善支援事業費468万7,000

円につきましては、家計に課題を抱える生活困窮者を支援するもので、須崎市社会福祉協議会に委託して実施をしております。

次のページをお願いいたします。197ページ、生活保護費等の追加給付事務体制整備等事業費988万2,000円につきましては、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決の対応として、違法とされた生活扶助基準について、新たな水準を設定し、差額分を当時の生活保護受給者に対して追加給付することが、厚生労働省より示されておりました。追加給付事務に係る会計年度任用職員の雇用経費等でございます。追加給付につきましては、生活保護受給中の世帯は、新たな手続は不要で、自治体の準備状況に応じて、順次、支給を開始し、令和8年度中に支給するものとされております。現在、生活保護を受けられてない世帯につきましては、世帯主からの申出により支給することとされておりました。申出受付期間は国で統一的に示す予定とされておりました。現在のところ、夏頃以降、令和8年度末までの予定で作業が進められております。

続きまして、198ページをお願いいたします。第2目扶助費、生活保護扶助費でございます。生活保護扶助費につきましては、前年と同額の9億円を計上しております。この9億円には、先ほどの追加給付も含めて9億円ということで計上しております。なお、令和8年2月末現在の生活保護受給者数につきましては384世帯、462人であり、1年前の同時期と比較をいたしますと、世帯数では13世帯の減、人数では10人の減となっております。

最後になりますが、200ページをお願いします。第1目災害救助費のうち、細目02災害援護資金貸付金につきましては、昨年同様の180万円を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分の予算につきまして、御説明いたします。

主要事業説明書より、主な事業を説明させていただきます。

126ページ、第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費からでございます。126ページ、老人福祉費5,688万3,000円は、敬老会や老人デイサービスの施設修繕料とかを含んでおります。その中の特別養護老人ホーム「葉山荘」の負担金4,794万5,000円は、10月1日時点での特別養護老人ホームの入居者数及び短期利用者数の日数の割合にしまして、管理運営費等を構成市町に割り当てられた金額になっております。これまで基金を活用し、市町の負担軽減を図ってきました。しかし、近年の人件費の増額、入居者の入院によるサービス収入の減少や新規入居者の伸び悩み等により、基金による補填が年々多額となり、今回、基金が枯渇したことにより、負担金が大幅な増額となっております。

次に、128ページ、高齢者等福祉タクシー事業費450万円のうち、福祉タクシーチケット助成費432万円につきましては、すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

次に、129ページ、住宅改造支援事業費100万円は、在宅で安全に生活するための住宅の改修、改造の費用でございます。県の2分の1の補助金を活用しております。

次に、133ページ、老人施設入所措置費（養護分）は、中土佐町の双名園等、養護老人ホーム入所者の措置費で、4,998万6,000円を計上しております。

次に、135ページ、高知県福祉避難所指定促進等事業費の161万円は、県の2分の1の補助金を活用して整備するもので、指定施設や運営訓練実施に対して、必要な物品購入等が対象になるものでございます。

次に、136ページ、高齢者等ごみ出し支援事業費153万1,000円は、見守りを兼ねたごみ出し支援を必要とする独居高齢者や高齢者のみ世帯を対象とした事業で、財源は全額、すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

次に、137ページ、高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費1,023万1,000円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者それぞれに必要なサービスを結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防などに長寿介護課、健康推進課及び市民課が一体となり取り組むもので、主な経費は、専任の職員人件費でございます。

次に、138ページ、高齢者おでかけ応援事業費1,130万円は、市内在住の在宅で生活をしている70歳以上の人を対象に、タクシー及びバス両用チケットを介護予防の一環として交付しております。全額、すさきがすきさ応援基金を活用しております。

次に、飛びまして、147ページ、一般会計から介護保険特別会計への繰出金は、前年度比85万4,000円減の4億3,066万8,000円でございます。

次に、148ページ、中山間地域ホームヘルパー養成事業費108万6,000円は、県の事業補助金を活用して、地域における介護人材確保のため、ホームヘルパー養成の介護職員初任者研修を実施するものでございます。

次に、149ページ、中山間地域介護サービス確保対策事業費は、120万円を計上しております。本事業は、中山間地域の特に採算性の厳しい地域を対象に、サービス確保の観点から事業者に助成する県の補助事業で、本市では上分、浦ノ内、久通地区が該当しております。

次に、151ページ、指定介護予防支援事業費は328万8,000円を計上しております。これは、介護予防給付に関するマネジメントを行うための事業で、地域包括支援センターに業務を委託しております。

最後になりますが、240ページを御覧ください。シルバー人材センター運営補助金といたしまして、構成市町での人口割で、本市の負担分として、前年度並みの966万1,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝それでは、健康推進課が所管する予算について、御説明申し上げます。

主要事業説明書の57ページをお願いします。まず、地域おこし協力隊費931万3,000円につきましては、看護職として、地域の健康づくり事業やモバイルクリニック推進事業による車両内での診療補助業務などに従事する者1名、またc h o c o Z A Pマルナカ須崎店で、マシンの使い方や市内での健康増進の取り組みに関する業務などに従事する者1名、合計2名の地域おこし活動に従事する協力隊費を報酬、家賃、活動経費など、それぞれ計上いたしております。

次に、ページは飛びまして、201ページをお願いします。まず、保健衛生総務費につきまして、主なものとしましては、会計年度任用職員として雇用する歯科衛生士の報酬やほかに各種協議会等の負担金、補助金となっております。

次に、202ページをお願いします。幼児健康診査事業費は、1歳6か月児と3歳児を対象とする健診に係る事業として、医師への報償費、委託料、保育所や小学校でのフッ素洗口の消耗品、また、スポットビジョンスクリーナー購入費など、合計276万8,000円を計上しております。

続きまして、203ページをお願いします。母子保健事業費は、妊産婦健診や乳児健診等の母子保健に係る事業として1,551万3,000円を計上しております。主なものは委託料で1,015万円となっており、内訳として、毎月、市のほうで行っております乳児健診委託料、妊婦に受診券が交付されます妊婦一般健康診査委託料、産婦健診委託料、そして、妊婦歯科健診委託料、新生児聴覚検査委託料、病院で行う乳児一般健康診査委託料等の費用でございます。次に、負担金補助及び交付金432万2,000円ですが、妊婦・乳児健診を里帰り受診した際の補助金や一般・特定不妊治療費補助金などを計上いたしております。また、妊産婦健診通院費助成金は249万6,000円を計上しており、新たに低所得世帯の妊婦への初回産科受診料の補助としての予算も計上しております。

続きまして、204ページ、健康づくり事業費757万5,000円についてです。主なものは委託料400万7,000円で、内訳は各種健診等に係る委託料、合計232万7,000円、また、c h o c o Z A P利用促進事業委託料168万円で、これにつきましては、主にc h o c o Z A Pマルナカ須崎店になりますが、昨年の9月のオープン以降、c h o c o Z A P店に1年以上会員登録し、継続して利用している須崎市民を健康増進の面から助成するもので、65歳未満の方は3、

000円、65歳以上の方へは4,000円分、高知信用金庫運営事務局と契約し、須崎市内での使用に限るジモッペイポイントを付与する予定としております。また、扶助費200万円につきましては、同じく健康増進の面から、近隣市町のいやっし〜土佐、佐川町民プールの須崎市民のプール利用者に対して、どちらか一方の利用を対象に、1人当たり年額2,200円のチケット交付による助成を行う予定です。

続きまして、205ページ、子育て支援事業費は711万5,000円となっております。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的支援に要する経費でございます。保健師を配置して、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施しております。主な費用は委託料ですが、特に支援が必要とされる産前産後の期間、家事援助サービスを提供するヘルパー派遣事業を実施、また、産婦の心身の不調や産後鬱等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を行う宿泊型の産後ケア事業の実施もいたしております。また、新たな訪問型産後ケア事業の委託料も計上しております。

続きまして、2ページ飛ばしまして、208ページになります。乳児用おむつ購入助成事業費265万9,000円につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、満1歳までの乳児を育てている保護者に対して、乳児用おむつ購入に使用できるチケットを交付するものでございます。配付額につきましては、対象児1人につき、一月当たり3,000円に相当する額を限度とし、対象児の出生月または転入月の翌月から満1歳の誕生日までの額面のチケットを一括して配布しております。

次に、209ページ、妊婦のための支援給付事業費714万9,000円につきましては、主なものは負担金補助及び交付金で、妊婦給付認定を受けた者に5万円を支給し、また、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給する事業となっております。また、財源といたしましては、全額国費になっております。

次に、210ページ、予防費をお願いします。予防接種法で市町村に実施が義務づけられております各種定期予防接種を実施するための経費でありまして、主に委託料となっております。20歳未満に接種する2種混合やBCG、日本脳炎等の予防接種や季節型インフルエンザなどの成人予防接種、また、妊婦を対象とした新たなRSウイルス予防接種費用を計上いたしております。令和8年度は、昨年より2,000万円程度の大幅な減額となっておりますが、要因といたしまして、新型コロナ予防接種件数の見込みが去年の実績から大幅に少なく見込んでいることなどが原因となっております。また、引き続き1歳未満の乳児に対してのRSウイルス感染症予防薬の任意接種費用も計上しております。こちらは、すさきがすきさ応援基金を全額充当しております。

次に、数ページ飛ばしていただきまして、223ページをお願いします。医療対

策費133万2,000円につきましては、地域、救急、災害の各医療の維持に係る経費となっております。災害医療資材保守委託料、救急医療情報システム運営負担金となっております。

次に、224ページ、診療所経費は177万4,000円を計上しております。浦ノ内診療所の光熱水費や修繕料等、維持管理に要する経費でございます。

続いて、225ページ、お願いします。救急医療施設運営費は4,286万1,000円で、休日や夜間の救急医療及び休日当番医制を高幡5市町で運営する経費等となっております。また、救急搬送受入れの円滑な実施を推進するため、二次救急医療指定機関である須崎くろしお病院に対して、本市の市民が救急搬送された場合に、適切な救急医療の提供が行えるよう、私的二次救急医療機関補助金2,000万円も計上しております。

次に、226ページ、医療機関等災害対策強化事業費266万4,000円は、災害時に備えての医療救護所訓練実施委託料や災害時に医療救護所で使用する医薬品を須崎くろしお病院で流通備蓄する経費となっております。

次に、227ページ、モバイルクリニック推進事業費1,629万2,000円ですが、車両内でのオンライン診療に係る事業委託料が主なものとなっております。令和8年度は、参画医療機関の増へ向けた取り組みを進めていきます。

次に、228ページ、健康増進事業費2,053万1,000円についてでございます。主な事業としましては、健康増進法に基づく胃がんや大腸がん等、各種がん検診の委託料となっております。また、負担金補助及び交付金で、引き続きがん患者アピアランスケア事業補助金16万円を計上いたしております。これは、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成するもので、ウィッグや補整具の購入に対して2万円を上限に助成するものとなっております。

続いて、229ページから231ページの健康教育費、健康相談費、訪問指導費につきましては、御確認いただきたいと思っております。

最後になりますが、232ページ、健康増進施設管理事業費907万8,000円につきましては、RIZAP株式会社との包括連携協定に基づき、公設民営の形で設置したchocoZAPマルナカ須崎店の管理、運営等に係る経費となりまして、主な経費は店舗区画借上料及び地域活性化起業人負担金となります。なお、利用している多くの市民からの声で、営業時間の延長の要望もあり、chocoZAPマルナカ須崎店も4月より24時間営業となる予定です。

以上、よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝この際、10分間の休憩をいたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時11分 再開

○吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝それでは、環境未来課所管分につきまして、御説明いたします。

なお、事業の説明は主なものとさせていただきます。

須崎市一般会計予算書は68ページ、当初予算主要事業説明書は211ページからでございます。

それでは、まず、予算書の68ページを御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費は10億1,710万2,000円、前年度比9,813万2,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、脱炭素先行地域づくり事業費の増額によるものでございます。

次に、予算書70ページを御覧ください。第4款衛生費第2項清掃費第1目清掃総務費は4億8,816万9,000円、前年度比2,984万5,000円の増額となっており、主な理由といたしましては、高幡東部清掃組合負担金の増額によるものでございます。

次に、71ページを御覧ください。第2目塵芥処理費は2億7,081万円、前年度比4億632万8,000円の減額となっておりますが、この主な理由といたしましては、クリーンセンター横浪のリサイクルプラザにおける基幹的設備改良工事を令和5年度から行っておりましたが、令和7年度で終了したことによるものでございます。

では、主な事業の内容について、事業ごとに御説明申し上げます。

主要事業説明書の211ページを御覧ください。まず、環境衛生費でございますが、環境衛生費は環境に関する検査や不法投棄対策など、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための経費として、報酬や消耗品費などの需用費、郵便料などの役務費のほか、委託料として降下ばいじん分析業務委託料やアサリ貝等分析業務委託料、使用料及び賃借料では、不法投棄防止のための監視カメラのリース料、負担金補助及び交付金では、ふるさと新荘川清流保全協議会負担金などで合計538万7,000円を計上しております。

次に、212ページの高知県魚さい加工公社負担金についてでございます。高知県魚さい加工公社につきましては、県内の13市町村から魚介類の加工過程で出る魚あらを回収し、魚粉や魚油に加工し、養殖魚の餌や農業用の肥料として再利用しているところでございますが、施設については、平成17年度に建設されたもので、20年が経過したことで老朽化が進み、これまで県と構成13市町村において、今後の対応、さらに設備改修に係る負担金割合等について協議を行い、令和8年度から令和12年度までの5年間に設備改修を行い、その後の5年間を延命化期間とすることとしました。このことによる設備改修費用の本市の今年度の負担金として2

49万8,000円を計上しております。

次に、214ページの浄化槽設置事業補助金の957万8,000円につきましては、合併浄化槽設置者に対する補助金として、前年度同様に5人槽12基分、7人槽を4基分、10人槽を1基分の合計17基分を計上しております。また、合併浄化槽への転換を推進するため、合併浄化槽本体の設置費に係る補助、汲み取り槽や単独浄化槽の撤去に係る補助に加え、屋内配管工事に係る補助も継続することとしております。なお、令和7年度の現在までの実績は、5人槽が10基、7人槽が4基の合計14基でございます。

次に、216ページのクリーンエネルギーのまちづくり事業費は、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、前年度比160万円減の1,100万2,000円を計上しております。本事業は、令和5年度から県の補助金を活用しており、太陽光発電システム補助、蓄電池の補助、そして、令和6年度からの電気自動車、EVやプラグインハイブリッド車、PHEVのバッテリーの電力を自宅で使用できるようにする機器のV2Hを補助対象としており、今年度では、2月末時点で予算の残額が346万4,000円となっていたことから、令和8年度におきましては、前年度比160万円減額し計上しているものでございます。

次に、217ページ的生活用水確保事業費につきましては、中山間地域で生活する市民の生活用水を確保する事業に対する補助金として、桑田山地区の水谷大峠地区の住民から相談があったもので、地域で管理運営している給水設備等について、老朽化による更新が必要となっていることから、生活用水確保事業補助金として690万3,000円を計上しているものでございます。

次に、218ページの二酸化炭素排出抑制対策事業費の217万3,000円につきましては、須崎市地球温暖化対策実行計画の進捗管理に要する費用に加え、中小企業への省エネルギー機器への買い換え支援による商工業の活性化及び本市の地球温暖化防止対策として、引き続き事業者向けの省エネルギー機器導入事業費補助金として計上しているものでございます。

次に、219ページの猫対策事業費は、令和3年度から実施している事業で、野良猫の増加を抑えるためなどの猫の不妊・去勢手術に対する補助に加え、令和6年度より、すさきがすきさ応援基金を活用した猫のTNR活動支援事業費補助金及び地域猫活動支援事業費補助金による事業を実施しております。令和8年度におきましては、事業費238万円を計上しており、前年度比98万円の増となっておりますが、これは、近年の不妊・去勢手術料の高騰への補助団体に対する対応と事業のさらなる推進を目的に、1頭当たりの補助金単価を上げたことによるものでございます。

次に、220ページの脱炭素先行地域づくり事業費は、脱炭素先行地域づくり事業に係る今年度分の事業費となっております。本事業は、令和5年度に環境省から

脱炭素先行地域に選定され、国からの有利な交付金を活用し、令和9年度までに公共施設や戸建て住宅などに太陽光発電システムや蓄電池の設置、地下水熱を利用した空調設備、農業ハウスへの省エネ設備などを設置していく事業となっており、本年度では、委託料として高知ニューエナジーへの事務委託料684万8,000円などのほか、地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金やヒートポンプ関連事業費補助金など、合計9億6,612万1,000円を計上しております。

次に、221ページの水域環境創造プロジェクト事業費は、令和6年度からの事業で、須崎市の主たる水源である新荘川とカヌー場、ロゴスキャンプ場や遊具公園が整備された浦ノ内湾において、水質浄化への取り組みを行うもので、水質悪化の原因の一つである生活排水からの影響を軽減するため、汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水の水質を向上させ、水域の水質浄化を行うものでございます。対象地域で、合併浄化槽に転換し水質検査で異常がなかった場合に、すさきがすきさ応援基金を活用した補助金20万円を支給するもので、令和8年度には8件、160万円を計上しております。なお、令和7年度における現時点での支給対象は4件でございました。

次に、222ページの須崎斎場運営一部事務組合負担金についてでございます。須崎斎場の管理運営につきましては、これまで高幡広域市町村圏事務組合において、須崎市、津野町の2市町で行ってきておりますが、令和8年度からは、須崎市、津野町、土佐市の3市町による須崎斎場運営一部事務組合により、管理運営することとしております。その中で、須崎斎場の火葬炉等の設備の修繕や施設整備など、係る本市分の負担金として、868万円を計上しております。

次に、233ページの清掃総務費の283万5,000円につきましては、一般廃棄物の減量推進や市民の自主的な活動推進などに要する経費であり、主なものでは、分別収集庶務委員の報償費217万3,000円、その他消耗品や印刷代などの需用費や郵便料などの役務費などを計上しております。

次に、234ページの高幡東部清掃組合負担金は、須崎市、中土佐町、津野町、梶原町で構成する高幡東部清掃組合の運営・管理に係る負担金で3億8,425万5,000円で、前年度比2,801万6,000円の増額となっております。この負担金は、主にごみの処理に係る塵芥処理費と、し尿の処理に係るし尿処理費などに分かれておりますが、そのうちのし尿処理費分において、令和8年度の本市を含む4市町の合計で、負担額が前年度比で4,500万円程度の増額となっております。これらは、東部清掃組合でのデータログ装置、センサーを用いて一定時間間隔で自動的に物理量を測定するもので、モニタリング等に使われる機器でございますが、このデータログ装置について更新の必要が生じたことから、更新工事に係る費用として3,300万円ほど新たに計上されていることが主な要因となっており、データログ装置の更新を含めた増額分4,500万円程度のうち、本市の負担分に

ついて2, 760万円程度増額をしていることなどが、主な要因でございます。

次に、236ページの新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備費負担金1, 620万1, 000円は、公益財団法人エコサイクル高知が佐川町で行う最終処分場の整備に要する負担金でございます。

次に、237ページの塵芥処理費2億4, 141万円につきましては、一般廃棄物の分別、保管、運搬、再生、処分等の適正処理に要する経費とクリーンセンター横浪の運営・施設管理に要する経費でございます。主な内訳でございますが、まず、需用費1, 845万6, 000円につきましては、消耗品費や薬剤費、そして、クリーンセンター横浪での電気料1, 080万円と機器や車両の修繕料400万円などでございます。また、役務費170万9, 000円は、郵便料や電話料、保険料、漏水検知システム点検業務を含めたものでございます。次に、委託料2億1, 585万1, 000円につきましては、主なものは、固形燃料化するごみと不燃物の収集委託料1億1, 077万8, 000円、ごみ等巡回点検業務委託料396万円、各種ごみ処理委託料220万7, 000円、指定ごみ袋売捌委託料524万1, 000円、指定ごみ袋製造委託料2, 032万8, 000円、クリーンセンター横浪各種管理委託料184万9, 000円、クリーンセンター横浪運転維持管理包括的民間委託料6, 945万3, 000円、そして、近年、市内における不法投棄の増大による処理のできない廃棄物について、処分場の適正化を進める中で、処理できないものは搬入しないというルールの下、処理困難物の処理を外部の事業者へ委託するためのクリーンセンター横浪処理困難物廃棄業務委託料として203万5, 000円などを計上しております。次に、工事請負費として、資源ごみコンベアピットの照明及び吸気ファン取替工事で143万円の塵芥処理費合計で2億4, 141万円でございます。

次に、238ページのクリーンセンター横浪施設整備事業費の2, 940万円につきましては、令和7年度で、令和5年度からのリサイクルプラザ基幹的設備改良工事が完了したことから、大幅な減額となっております。内訳につきましては、工事請負費として、リサイクルプラザの定期修繕工事1, 550万円、浸出水処理施設の水質計器更新工事532万6, 000円、攪拌機更新工事などとなっております。備品購入費としては、2トンダンプ車購入費716万9, 000円を計上しております。

環境未来課所管分の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝環境未来課長にお伺いたします。219ページの猫対策事業費です。

これ、年度途中でもう増額していただいたりもして、今年度は雌が1万円の補助と

ということで、手術がですね、手術の補助金が5,000円から1万円で、雄は5,000円から6,000円になるとお聞きしました。本当にありがたいと思うところですが、この補助を受けるに当たって、1世帯、たしか2匹までという制限があるかと思えます。多頭飼いの方とか、結構5匹、6匹、多い方はもう10匹ぐらい飼われてる方もいらっしゃると思いますので、できたら、この2匹というところですね、増やしていただきたいと思うところですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝補助金の1頭当たりの単価の増額でございますが、まず、私もちょっと説明不足かもしれません。1頭当たりの単価を増やして、こういった補助金を増額しておりますが、主にTNR活動と地域猫活動に関してということにしておりますので、まず、飼い猫の方につきましては、これまで同様、1頭当たり5,000円で、猫を飼っているという責任というか、意識というか持っていただくという意味で、自己負担ちょっとかかるとは思いますが、そこは以前どおり5,000円としております。

一般の方でも、TNR活動として行っていただける分については、先ほど説明あったように、雌猫が1万円、雄猫は6,000円というふうにしております。

1世帯に2頭ということでございますが、これ、当初は2頭なかったと思いますが、翌年度から2頭にしたいと思えます。これ、やっぱり同じ方がたくさん持ってきて、上限がある補助金が結構いっぱいになってきて、補助を使えなかった方も生じるということもございましたので、そこについては、委員からの御指摘もありますけれど、ちょっと現状を把握しながら、まだ、今のところは現状の1世帯2頭ということで継続したいと思えます。よろしくお伺いいたします。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝TNR活動も進みまして、市内の猫も大分手術が進んだのではないかと思いますので、そういったことも含めて、ぜひ、頭数について考えていただきたいと思いますとお伺いしておきます。

○吉野委員長＝ほかにございせんか。

西村さん。

○西村委員＝1点だけ、國廣課長、204ページ、健康づくり事業費の中で、chocoZAP利用促進事業委託料、これ、去年も、國廣課長、須崎市民の健康増進っていうようなことで言われましたが、去年までは何かシステム上、須崎市外の方もchocoZAP利用したら、当初3,000円とか何かそんなん、補助みたいなものがあつたがと思えますけど、さび分けができるがでしょうか、須崎市民と須崎市外の方。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝補助は今年度全くないです。市内、市外の判断は、うちへ1回

申請、窓口へ来てもうて申請してもらいます。そこで、市内在住者かどうかを確認してやることになっています。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それと、65歳以上が4,000円とか、65歳未満3,000円とか、3,000ポイントですよね、ジモッペイの。65歳以上というたら、ジモッペイあんまり使わない方が多いんじゃないかと思うんですけど、金券らのほうがもっと喜ばれるんじゃないかなと思いますけど、その辺、どうお考えでしょうか。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝まず、chocoZAPの会員の入場に関しては、携帯のアプリを入れてないもんじゃないと入れんがですよ。スマホを持ちゅう人は、大概ジモッペイも持ちゅうというような考え方、ダウンロードしてもうて利用してもらうように考えております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝もうこれ以上、質問しませんけど、拡大解釈ありがとうございました。

○吉野委員長＝ほかにございせんか。

宮田さん。

○宮田委員＝健康推進課長にお伺いいたします。ちょっと待ってくださいね。203ページの母子保健事業費ですが、これに初回の産科受診料補助金3万円が計上されて大変うれしいことですが、この計上されることになりました経過についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○吉野委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝経過といいますか、これは1件当たり1万円で、3件、3万円予算組んでます。これにつきましては、令和8年度から始まるということで、国庫補助2分の1という事業となっております。

○宮田委員＝分かりました。そういう初回、できるだけ早く産科を受診したほうが妊婦にとっても正確に出産予定日が分かるということで、できるだけ早く行けるようにということで、大変歓迎するものですが、低所得者に限らずに、もうちょっと拡大していただきたいと思うところですが、その項目の手前に、妊婦出産タクシー利用料補助金、出産のときにタクシーを利用した場合に10万円の補助が出るとなっておりますが、これはタクシーだけですか。確認です。

○國廣健康推進課長＝10万円。

○宮田委員＝10万円の補助です。

もう一度よろしいですか。この妊婦の出産タクシーの利用料補助金の内訳、上限が幾らで何人分かをお伺いいたします。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時36分 再開

- 吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
健康推進課長。
- 國廣健康推進課長＝お答えします。2万円の5人分ということになっております。
令和7年度の実績は、今のところないです。
- 吉野委員長＝宮田さん。
- 宮田委員＝なかなかタクシーで高知市、大体お産するところは高知市だと思うんですけども、そこからタクシーに乗って帰ってこられる方はやっぱり少ないのではないかと思います。タクシーの利用の補助ではなくて、例えばガソリン代の補助とか、高速で多分帰ってこられたりとか、行ったりとかする場所があるかと思います。下の道を通るよりも、高速で行かれる場合が多いのではないかと思いますので、そういうことのほうに回していただければいいように、ぜひ考えていただきたいと思います。
- 吉野委員長＝ほかにございませんか。
森光さん。
- 森光委員＝森光です。長寿介護課長にちょっとお伺いいたします。高知県福祉避難所指定促進等事業費の中に書かれてるんですけども、訓練したり、訓練後に必要な倉庫だとか物品、いろいろ購入されると思うんですけども、倉庫も買って、中に入れておくようなもの、場合によってはものすごいかさばったりして、倉庫の場所を多く取ったり、主にどのようなものを物品購入、主なものをどんなものを想定されてるんでしょうか、お伺いいたします。
- 吉野委員長＝長寿介護課長。
- 大崎長寿介護課長＝福祉避難所の施設に関してですけれども、主に食品、水等になっております。ベッドとかなかなか、福祉避難所に逃げてこられる方については、一般の方とはまたちょっと体調とかいろいろ体の具合とかが違いますので、それによって食べ物の形状とかをいろいろ考えて、年に、訓練をしたところに補充をしていくような形をしております。全体的に賞味期限等が切れることがないように、一応、全福祉避難所の備品については管理をしております、ローリングストックで対応しております。
- 吉野委員長＝森光さん。
- 森光委員＝そういうようなものがあれば、自主防災組織なんかでも、最近、結構訓練をする、炊き出しとかすることありますんで、賞味期限が切れる前にどうせされると思いますんで、また、そういうところへもちょっと地域の自主防災組織とかへ

も声かけをしていただいで、そこでまた再利用できるものはしてというようなことで考えてもらったらいいかなと思いますんで、よろしくお願ひします。以上です。

○吉野委員長＝森田さん。

○森田副委員長＝福祉事務所長だと思ひうんですが、あつたかふれあいセンター事業費で、職員1名の増の賃金とほかに車両購入費は、これ、含まれてないんでしょうか。

〔「休憩でお願ひします」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝暫時の間休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時41分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝車両の購入費は、各あつたかふれあいセンター、車両入れるときに、リースっていう形を取っておりますので、事業費の中に含まれているかどうか、改めて確認を取りたいと思ひます。

○吉野委員長＝森田さん。

○森田副委員長＝もう1点、環境未来課長にお聞きします。いつも不思議に思ひるのは、水質というか、アサリの検査という分析よね。これができた頃は、アサリも豊富にいて、それで分析ができたと思ひうんですけど、現在はどの貝で分析をしているのか、その点を。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝業務名、アサリ貝等となっておりますけれども、採取された貝に関して、全部の中で分析といいますか、有害なものがその貝を潰したりして、出てくるか出てこないかという判断になってますので、貝が多く捕れてるか少なくなったとかということは、あまりそうではなくて、貝の中に浸出水処理施設のほうから有害なものとかが出てくるか出てないかというようなことになります、調査自体が。

〔「対象の貝が何かやき。」と呼ぶ者あり〕

○宮本環境未来課長＝対象の貝は捕れる貝ですので、アサリ貝、マテガイとか、今、ちょっとその資料持ってこなかった。4種類、5種類捕れる貝がございました。

○吉野委員長＝森田さん。

○森田副委員長＝あの地域でマテガイ、アサリ貝というのは、現在は捕れないと思ひうんですよ。実際にどの貝を対象にしてるのかを聞きたいんですが。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

- 吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。
環境未来課長。
- 宮本環境未来課長＝後で御報告させていただきます。環境未来課に。
- 吉野委員長＝ほかにありませんか。
宮田さん。
- 宮田委員＝健康推進課長にお伺いたします。208ページの乳児用おむつ購入助成事業費についてですが、これ、対象が満1歳までになってますが、満1歳でおむつが取れるとお考えでこの制度になっているのでしょうか。
- 吉野委員長＝健康推進課長。
- 國廣健康推進課長＝制度上、あくまで取れる、取れんは別にして、満1歳までの乳児を対象として補助事業をしております。
- 吉野委員長＝宮田さん。
- 宮田委員＝今、おむつがなかなか2歳ぐらいまでしてたりとか、結構また、おむつ代がかかってます。安心して子どもを産み育てるためには、やはり期間の延長を考えていていただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 吉野委員長＝健康推進課長。
- 國廣健康推進課長＝保健師なんかも、お母さんとかと関わって話もしゆうがですけど、そのようなことは、取りあえずは意見として聞いてませんので、今のところ、この制度で続けていきたいと考えております。
- 吉野委員長＝宮田さん。
- 宮田委員＝私は取れるまでは出してほしいという声を複数伺っておりますので、ぜひ、拡充していただくようお願い申し上げます。
次に、82ページのマイナンバーカード交付事務費についてです。このマイナンバーカードの中にあります電子証明書が有効期限がもう切れることになってくるのではないかと思います。これから、そういった方々にお知らせの方法とかは考えておられるのでしょうか、お伺いたします。
- 吉野委員長＝市民課長。
- 高橋市民課長＝一般質問の中でもお答えさせていただいたと思いますけれども、マイナンバーカードの有効期限は取得してから10回目の誕生日になってますが、取得後5回目の誕生日にマイナンバーの電子証明書、いわゆるパスワードが更新期限を迎えます。それが、令和3年当時に、国がマイナポイントの付与等で、大量にマイナンバーカードの取得がかなり増えた時期がありまして、その方たちの更新の時期がちょうど令和8年度にかなり多く迎えることになるのではないかと予測はしております。

お知らせにつきましては、マイナンバーカードの発行元でありますJ-LIS地方公共団体情報システム機構というところから、大体、誕生日の、早ければ3か月程度前からお知らせが行きますので、そのお知らせが届きましたら、各、お住まいの市町村のほうへ来ていただいて、その窓口のほうで更新手続きをしていただくといったことになるかと思えます。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝便利なはずのマイナンバーカードが、実はそういった手続きをしないといけないということで、非常に不便にさせてると私は思うところです。このマイナンバーカード交付に関する事業に対しては、日本共産党は反対してまいりましたので、この予算については反対の意見を表明いたします。以上です。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝先ほど、森田委員から御質問のありました、あったかふれあいセンターの車の台数ですが、令和8年度、2台計上しておりますので、御質問のように、今までは1台でしたので、2台計上、1台増える予算となっております。

○吉野委員長＝いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたしたいと思えます。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉野委員長＝挙手多数であり、よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

○吉野委員長＝以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かありませんか。

西村さん。

○西村委員＝入札の方針言う前に、1点、その他の件でよろしいですか。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝新聞紙上でもよく、最近、ここ二、三日前ぐらいから出てますけど、浦ノ内湾、深浦漁協において、タイが、本当に珍しいこの時期に大量死しているというようなことが報道されております。聞くところによりますと、今日もまた、かなり死んでいると、死魚を揚げたというようなこともお聞きいたしましたが、まず、

農林水産課長、その連絡があつて、議会の一般質問の最後の日だったかなとは思いますが、一般質問中だった、情報が入ったのは、何か対応っていうか、情報共有されてますでしょうか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝お答えします。県のほうと、主は水産試験場ですけども、情報共有はしてます。

ただ、現状、今朝方も確認をしたんですけども、いまだやはり原因が分かっていないということで、赤潮による死亡の可能性もあるよと言いつつも、多分、それは原因がはっきりしてないということで、引き続き県のほうとして、原因特定化に向けて、一日も早く原因を究明していきたいということを返事をいただいています。

ただ、結局、分からないままということで、タイの検体を国の研究機関に提出してやってるという情報もいただいていますので、ちょっと原因が本当に特定できるのがもう少し時間がかかるのかなというふうなところです。

それから、あと、漁協に関しましては、実際、恐らくはまだきちんとした被害状況は特定というか、拾い切れてないのかなというところで、先だつては新聞報道でありましたけど、恐らくあれよりはまださらに被害が進む可能性もあるということで、現時点でちょっとお示し、公表できる情報等はないという、被害額ですとか、そういったものについても現時点ではちょっとお示しできるものないといった状況です。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝思い出しますと、私が議員になって2年目だったと思います。平成16年10月の後半から11月の前半について、野見湾で養殖カンパチ大量死というように、あつてはならないような大きな事故がございました。そのときに、須崎市において、当時、助役だったと思いますが、助役を長にして、野見湾カンパチ大量死原因究明委員会というものを、県の水産試験場等々のメンバーとか、須崎市の水産課、当時の職員とか等々参加して、そういう会を開いた経過がございました。なぜ、私、このことを質問するかと申し上げますと、あの当時、共済保険がございませんでした。平成16年の大量死が起こった後、共済保険が充実をしてきたというふうな記憶がございました。そして、今回のこのタイの大量死、共済保険を掛けている方も原因が分からないと、その保険金が出ないというような実態もあるようでございますので、その辺、副市長に聞いたらいいんでしょうか、農林水産課長に聞いたらいいんでしょうか、ちょっと分かんんですけど、市としても、県に設置するのであれば県でも構わないと思いますが、前回は須崎市に設置をしたというようなことを言い添えておきますが、よろしく願いをいたします。ちょっと何かあれば。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝貴重な御経験の御指摘ありがとうございます。現在は、今、農林水

産課長がお答えしましたとおり、関係機関と協議をしております、ここにつきまして、委員会をここに設置したらどうかというお話かと思いますが、ただ、専門的知見を持ち合わせてないものですから、どの程度、何を対象に何を対応するためにということになると、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、なお、そういう保険に対応するため、漁業者の皆様への支援につながるための設置が必要というふうな判断をしましたら、改めて、その設置に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

なお、原因が大方早めに分かったりして、保険の適用になることが分かれば、そこまでの対応ができない可能性はございますので、御了承いただきたいと思っております。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

西村さん。

○西村委員＝この件はあれですけど、入札のこと言うてくれたら。方針ですかね、当初の、来年度の。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝皆様御存じのとおり、前回12月議会で否決されました市議案第121号工事請負契約締結案件につきましては、このことを重く受け止め、御意見、御要請につきましては、その検討結果を議会のほうへ御報告するよう予定をしておるところでございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝終末処理場、大間ポンプ場の電気設備というようなことが出ておりますが、今のところ、ほいたら、どういうふうな形ですとか、おととの時点から一般ですということはお話ししたと思っておりますけど、全然決められてないっていうようなことでしょうか。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝今のところ、委託業務であります測量設計のほうはまだ未発注でございますので。

〔「測量設計」「そうそう、設計よね」と呼ぶ者あり〕

○大野上下水道課長＝設計です。設計のほうは、まだ未発注でございますので、それができましたら、順次、計画を進めてまいるように思っておりますけれども、今のところは細かな調査につきましては、まだできておりません。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝まず、設計と請負工事というのは分けて考えていただけたらいいと思っておりますけど、請負工事に関しましては更新、新たな更新というようなことで、前回、否決した経過もございまして、やっぱり職員さんは実績のある、慣れたところが本当に楽なことは言うまでもないと、それは理解をしております。

ただ、それが本当にもう何十年も同じ業者が取って、公正を担保できるかという

たら、議会で、議員としては監視役でございますので、そこはやっぱり一線ちょっと引いて考えていかなければならないところがございます。

また、電気だったら地元業者もおります。今、少しJ Vの話もしましたが、そういう形でできればやっていただいたら、地元にも少しでもお金が落ちるというようなことで、地元業者、そのような思いがあるということをお聞きしておりますので、ぜひとも、そういう形でお願いしたいと思います。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝御意見のほう、しっかりと承りました。現状では、先ほど上下水道課長言われましたように、否決をされるということで、非常にこれについては重く受け止めております。その後、どういったことができるのかということで、原課のほうでも非常に細部に至るまで検討してきた経過がございます。現状ではやはり、どうしても電気の実績というのを外し切れるかというところの結論までは至っておりませんが、例えば先ほど御提案のあったJ V、ここに関しまして、じゃあ、可能性はあるのかということも含めて、検討はしないかなかなというふうには思っておりますが、実はその育成という意味でも、J Vということになりますと、じゃあ、どの事業者さんが何回受注して、何回J Vに参加できれば一人前になるのか、その辺りの技術力の確保をどのようにしていくのかということのも、正直、ちょっと想像が今できにくい状態でもございますし、通常、大きな事業をJ Vでやる、一発で終わるというのが一番、何かあり得る形だろうと思うんですけども、こうしてポンプというのはずっと幾つものポンプ場がある中で、継続してやっているポンプ場の話でございますので、これをずっとJ V、J Vで組んでいくやり方が本当にいいのかどうか、その辺りも含めて、もう一度検討を、その分はさせていただきたいと思っておりますし、先ほど上下水道課長が言いましたように、今回のことを重く受け止めておりますので、議会に対してこの検討結果、須崎市としてはこうしたいんだということを、改めて御報告、しっかり書面でさせていただいて、その上でなおかつ、我々としても今日いただいた意見を次の発注までにさらに検討をさせていただくと、そういうことになろうかと思っております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝なお、先進地、特に高知市なんかにはやはり聞き取りも行っていただきたいと思っておりますし、何か全然、この職員の、失礼な言い方ですけど、専門性ということで、少し違いがあるかと思っておりますけど、なお、参考にさせていただきたいと思っております。

これは工事のほうですけど、設計のほうについても指名競争入札でやっております。それで、参加されて取られるところは、もうポンプ場に関してはいつも同じところということがずっと続いていると思っております。その指名形態について、本当にこの指名されたところが全部応札しているかいうたら、そうでもないですよ。3

社とか、それぐらいの形になってますんで、それも例えば一般にするとか、もっと幅広く広げるとかっていうようなことの検討も、一つお願いしたいと思います。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝御意見として承っておきます。特に電気でありますとかポンプであるところにつきましては、広く競争性を確保したほうがいいよという御指摘だと思っておりますけども、やはりどうしても、市民の皆さんの生命、財産に関わる、本当にいざというときの強制排水の機械でございますので、これは不都合があってはならないということでございますので、そうした設計に関しても、できるだけしっかりしたところを対象にできるような形で、なお広くと、そういう意味合いで受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝よろしくお願いいいたします。設計入っているところは、市外、県外ばかりでございますので、幅広い全国的っていうようなことで考えたら、多くあると思いますんで、なお、よろしくお願いいいたします。以上です。

○吉野委員長＝以上で産業厚生委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~

○午後 3時03分 散会